

平成24年 6 月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録  
平成24年 6 月20日～21日

場 所 第2委員会室

平成24年 6 月20日（水曜日）

---

午前10時 1 分開会

---

会議に付託された議案等

- 議案第 2 号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 報告第 1 号 専決処分承認を求めることについて(平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第 7 号))
- 報告第 2 号 専決処分承認を求めることについて(宮崎県税条例の一部を改正する条例)
- 報告事項
  - ・平成23年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別紙 3)
  - ・宮崎県国民保護計画の変更について(別紙 6)
- 請願第16号 消費税増税に反対する旨の意見書を国に提出することを求める請願
- 請願第19号 集団的消費者被害に係る訴訟制度の創設に関する請願
- 請願第20号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・今夏の電力需給対策について
  - ・宮崎県県民意識調査結果の概要について
  - ・国の出先機関改革の動向について
  - ・中山間地域産業振興センター設置事業について
  - ・平成23年度における行財政改革の取組状況について

- ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- ・平成の市町村合併について
- ・宮崎県における竜巻・津波対策について
- ・宮崎県業務継続計画(本庁版BCP)の概要について
- ・西臼杵 3 町の消防常備化について

---

出席委員(8人)

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	外 山 三 博
委 員	星 原 透
委 員	宮 原 義 久
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	城 野 豊 隆
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	舟 田 美 揮 子
総 合 政 策 課 長	金 子 洋 士
副 参 事 (記 紀 編 さん 記 念 事 業 担 当)	大 西 祐 二
秘 書 広 報 課 長	甲 斐 正 文
広 報 戦 略 室 長	藪 田 亨
統 計 調 査 課 長	稲 吉 孝 和
総 合 交 通 課 長	日 下 雄 介
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長	川 原 光 男
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	松 岡 弘 高

交通・地域安全対策監	横山一夫
文化文教・国際課長	日高正憲
人権同和対策課長	田村吉彦
情報政策課長	長倉芳照

総務部

総務部長	四本孝
危機管理統括監 兼危機管理局長	橋本憲次郎
総務部次長 (総務・職員担当)	亀田博昭
総務部次長 (財務・市町村担当)	茂雄二
危機管理局次長 兼危機管理課長	大坪篤史
部参事兼総務課長	柳田俊治
人事課長	武田宗仁
行政経営課長	片寄元道
財政課長	福田直
税務課長	吉本佳玄
部参事兼市町村課長	鈴木一郎
総務事務センター課長	花坂政文
消防保安課長	厚山善光

事務局職員出席者

総務課主幹	馬場輝夫
議事課主査	佐藤亮子

○黒木委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付した日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、本委員会への報告事項について、部長の概要説明を求めます。

○稲用総合政策部長 総合政策部でございます。よろしく願いいたします。

今回御報告いたします内容につきまして、御説明いたします。

まず初めに、報告事項についてでございます。お手元の平成24年6月定例県議会提出報告書の7ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。この表の一番上の2つが総合政策部の関係であります。これは、平成23年度の議会において御承認いただきました繰越事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告するものであります。

続きまして、その他の報告事項が4件ございます。お手元にお配りしております総務政策常任委員会資料をごらんいただきたいと思います。

表紙裏の目次をごらんいただきますと、1つ目が、今夏の電力需給対策について、国におきまして電力の需給対策が決定されましたので、それを報告するものであります。

2つ目が、宮崎県県民意識調査についてでございます。調査結果の概要を御報告するものであります。

3点目が、国の出先機関改革の動向について、前回の常任委員会から新たな動きがありましたので、その概要を御報告するものであります。

最後に、中山間地域産業振興センター設置事

業について、5月に設置いたしましたセンターの概要を御報告するものであります。

それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明させます。

私のほうからは以上でございます。

**○黒木委員長** 次に、報告事項についての説明をお願いします。

**○日下総合交通課長** 私のほうから平成23年度宮崎県繰越明許費繰越計算書のうち、総合交通課の繰越明許費について御報告いたします。

平成24年6月定例県議会提出報告書の7ページをお開きいただければと思います。表の一番上の事業名「南宮崎駅バリアフリー化設備整備費補助事業」をごらんください。この事業は、鉄道利用者の利便性や安全性等を向上させるため、事業主体であるJR九州に対して、国、宮崎市と協調して助成を行うものでございまして、翌年度への繰越額は、4,980万1,000円となっております。これは、JR九州においてバリアフリー化の工法が変更されましたこと等によりまして、年度内の事業完了が困難になったことから繰り越しとなったものでございます。以上でございます。

**○長倉情報政策課長** 情報政策課の繰越明許費につきまして、報告いたします。

表の上から2番目の事業名「携帯電話等エリア整備事業」をごらんください。この事業は、県内における情報通信格差を是正するため、携帯電話等の基地局施設を整備する市町村に対して助成を行うものであり、翌年度繰越額は、6,413万6,000円となっております。この繰り越しは、事業主体である椎葉村において、用地が分収林であったことから、用地交渉に不測の日数を要したことにより、予算の一部を繰り越すことになったものであります。以上であります。

**○黒木委員長** 執行部の説明が終わりましたが、報告事項について質疑はありませんか。

**○有岡委員** お尋ねいたしますが、携帯電話等エリア整備事業と直接は関係しないかもしれませんが、昨年、アナログからデジタルに変更になった関係で、受信が厳しい地域があるというお話がありまして、件数はわずかだったんですけども、場合によっては衛星での視聴、そういったことも議論されたかと思うんです。この事業の中に入るかどうかわかりませんが、情報がありましたら、教えていただきたいと思いません。

**○長倉情報政策課長** 地上デジタル放送の関係でございますけれども、ただいま御説明申し上げました携帯電話の関係は、あくまでも携帯電話の鉄塔を建てる事業でございまして、直接は地デジ化とは関係ございません。地デジにつきましては、昨年度、地デジ化ということでアナログ放送から移行したわけでございますけれども、基本的には、全国と比較しますと、地デジの難視聴対策が必要な世帯は比較的少のうございまして、おおむねスムーズに移行したというふうに考えております。しかしながら、アナログ放送からデジタル放送に変わりましたことによって、放送を受信できなくなった世帯で難視聴対策が間に合わなかった世帯が、まだ25地区218世帯残っております。これらの世帯につきましては、現在、衛星による放送、簡単に申し上げれば衛星のほうからキー局の番組をごらんになっていただいている。UMKとかMR Tの番組は見られないという形でごらんになっておられます。これらにつきましては、今、国が設けましたデジサボや通信事業者等によっての対応が進められておりまして、それぞれ地元と話をしながら、例えば、共聴アンテナを設けます

とか、CATV、いわゆるケーブルテレビのほうに移行していただくとか、そういった難視聴対策を行う方向での話し合いがされているところでもあります。都道府県といたしましては、これが国策によりまして行われた事業でありますので、国において責任を持って、衛星放送が終了するまでの間に地上デジタル放送の視聴ができるような形で措置いただけるようお願いをしているところでございます。

**○有岡委員** それでは、携帯電話に関連する分野ですが、椎葉村のほうの基地局整備等を考えていらっしゃるようですが、情報格差として携帯電話が受信できない地域がかなりあるのかどうか。事業費を繰り越すことによって、まだ携帯電話が入らない地域が多いのか、そういったことも情報として持っていらっしゃればお願いします。

**○長倉情報政策課長** 携帯電話の不感地域、この不感地域という概念は、人々が住んでいらっしゃる居住地において携帯電話が使えないというようなところを指しておりますけれども、23年度末、ことしの3月末で不感地域であるところは13市町村40地区の507世帯となっております。今年度予定されている事業地区を合算しますと、今年度末では473世帯になる予定になっております。

私どもといたしましては、ただいま持ってあります補助事業等により整備を進めますとともに――実際、今、可住地域において、地域が整備を求めて、市町村もそれが必要だと認めたものでないとなかなか整備が進まないというのが1つ。それともう一つ、事業者にとって採算性がよくない地域、言ってみれば数人しかいない地域等が多くなってございますので、不感地域の解消、それとまた携帯電話の特質であります

移動中でもどこでも使えるというようなものの解消はなかなか難しいと考えておりますので、その他の地域、例えば観光地でありますとか、生活道路として通行が多い地域、人が住んでいなくてもそういったようなもの等では整備できないかということで、昨年度から事業者等に個別にお願いしております、少しずつ成果が出ておるところでございます。今後こういった取り組みを続けていきたいと考えております。

**○有岡委員** ありがとうございます。ぜひ、不感地域が解消されることをよろしくお願ひしたいと思います。

**○鳥飼委員** 南宮崎駅の繰り越しが約5,000万上がっているんですけども、事業がどの程度進捗しているのかを含めて、簡単でいいです。説明をお願いします。

**○日下総合交通課長** 今、御質問いただきました南宮崎駅のバリアフリー化工事の進捗状況でございます。平成24年3月中に電気関連工事の設計については終えたところございまして、この5月から工事が開始されているという状況でございます。平成24年6月、今現在でございますが、軌道の改良工事、支障物の移設工事、信号工事を行っているという状況でございます。これらはいずれも、今年度中に終わるという状況でございます。ちなみに、今年度予定といたしまして、1期工事でございますけれども、ホーム1番乗り場のエレベーターの設置、ホーム2番乗り場の拡張拡幅工事、それに関連いたしまして線路の切りかえやホームの上屋の改良工事、電気・信号ケーブルの工事、そういったものを今年度中、第1期工事として実施するという予定でございます。

2期工事についても予定されているところでございますが、2期工事といたしましては、ホー

ム2番乗り場のエレベーターの設置、駅舎のほうのエレベーターの設置、多目的トイレの設置、それに関連いたしました工事、電気や信号ケーブルの工事、こういったものを2期工事として行うことが予定されているところでございます。

**○鳥飼委員** 2期工事が終了するのは25年度ということになると思っていますか。

**○日下総合交通課長** 現段階では、24年度、今年度中に並行して実施することを予定しているところでございます。

**○鳥飼委員** 24年度で南宮崎駅については終了するだろうというふうに理解します。答弁はいいです。

**○日下総合交通課長** 2期工事につきましては、進捗状況を踏まえまして、繰り越すことが起きるのかどうか、また御相談をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

**○鳥飼委員** 丁寧に説明をいただきまして、わかりました。この間、委員会で都城駅に行っただけですけども、あそこもバリアフリー化ということで工事をするということだったんですが。私は南宮崎駅の現地は見えていないんですけども、都城は地下通路で2番線とかに行っているんですね。それを1番乗り場からエレベーターで上に上がって、エレベーターで下がるというふうになっているんです。エレベーターを使う必要のある人、バリアフリー化を望む人でも、たくさんいる場合とか、ある程度階段をおりることが少しはできる場合もあるわけですね。そうすると、上るけれども、ホームにおいていく階段がないんです。1番乗り場でエレベーターで上がります。そして渡ってエレベーターでおられるんですけども、エレベーターでおられる前に、そのエレベーターに乗るところから階段でおられるところがあれば、利用者というか、配慮す

べき人たちにとってはかなりプラスになるんじゃないかなというふうに私どもは感じて、川原部長とそこで話をしたんですけども、現状ではそれは対象になっていないというようなことなんですけれども、状況の御説明をお願いいたします。

**○日下総合交通課長** 都城駅におきましても、御指摘いただきましたとおり、今年度からバリアフリー化の工事を予定しているところでございます。当初の予定でございますと、上にエレベーターのみの跨線橋をかけて、そちらを対象とした工事を行うという方向でございます。ただ、御指摘のとおり、そういたしますと、上のほうについては完全にエレベーターのみという形になって、2つに分かれていくということになりますので、おっしゃるとおり、利便性の面で必ずしもよくない面もあり得るのかなということで、JR九州のほうでは、現在、利便性、円滑性、安全性、そういったものを勘案して、当初の設計を見直すことも含めて御検討されているということを伺っているところでございます。現時点においては、見直しも含めた御検討をされているという状況でございます。

**○鳥飼委員** わかりました。せっかくなのであれば、利用者に利便性の高いものをつくるべきだと。事業者の責任でというのはもちろんあるんですけども、県でこれまで支援をしてきたような形で何かできるものがあるとするならば、それをしっかりと対応していただきたいということをお願いしておきます。

**○黒木委員長** ほかに質疑はありませんか。

それでは、次に、その他の報告事項の説明をお願いします。

**○金子総合政策課長** それでは、委員資料1ページ、今夏の電力需給対策について御説明申し上げ

げます。

御案内のとおり、ことしの夏は電力需給の逼迫が懸念されており、先般、政府のほうから全国的な電力需給対策の方針が示されたところでございます。九州電力管内におきましても、需給見通しは、ピーク時の電力供給予備率がマイナス2.2%というふうな厳しい状況もありまして、(2)の①の記載にありますように、節電要請というのがございました。まず、7月2日から9月28日までのお盆の期間を除く、平日の9時から20時までは数値目標を伴わない一般的な節電、そして7月2日から9月7日までのお盆の期間を除く平日の9時から20時までは、猛暑であった一昨年比10%以上の節電要請がそれぞれなされております。特に、電力需要が高まる13時から17時までは重点的な節電というのが求められております。②にありますように、需給逼迫時には、政府から警報があらかじめ発令されまして、報道機関や地方自治体等の協力を得て、緊急節電要請を行うという流れになっております。また、火力発電所のダウン等、万が一に備えて計画停電の準備を行うというふうにされております。

(3)でございますが、県に対しまして、節電に率先して一定取り組むこと、あるいは国の対策について、市町村や関係団体等に周知するよう依頼がありまして、それぞれ対応済みでございます。

(4)の計画停電でございます。国によりますと、節電に協力すれば基本的には実施されないということですが、万一に備えまして、①に1回の停電は2時間程度とする。計画停電のグループ割りやスケジュール等はカレンダーの形で事前に公表される。③医療機関や鉄道・金融システム等はできる限り影響を緩和する。

④に、手順としまして、警報を発令しても計画停電を回避できないときは、まず九電から前日の夕方に実施予定のアナウンスをし、実際に行う場合は、2時間程度前までにアナウンスをするなど、これらは今、一定の方向性だけ示されておりまして、具体的には、現在、国と電力会社において協議・検討が鋭意なされていると伺っており、具体的なものは今月下旬には示されるというふうに伺っているところでございます。

御案内のとおり、大飯原発の再稼働についての政府の方針は示されましたものの、九州管内は依然として10%の節電を求められておりますので、県としましては県民への周知と節電の呼びかけに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2ページをお願いいたします。宮崎県県民意識調査の結果についてでございます。別冊として調査の本冊をお配りさせていただいております。

まず、この調査は、今後の県政運営や新たな施策立案の検討に活用することを目的として調査したものであり、平成16年度から毎年実施しております。調査は本年2月から3月にかけて行いまして、無作為に抽出しました県内在住の20歳以上の方3,500名のうち、約半数に当たる1,839人から回答を得ました。

2に調査結果の概要を表示してございます。まず、(1)から(3)までは生活意識について尋ねたものでありまして、今の暮らしの満足度や地域に住み続けたいという割合は、若干ですが、前回調査よりは下がっております。また、新しい総合計画には新しい「ゆたかさ」の創造を目標に掲げておりますけれども、(3)にありますとおり、その「豊かさ」の県民の皆様のイメージにつきましては、「心身の健康」や「衣食

住の充実」、「家族や周囲との良好な人間関係」、さらには「恵まれた自然」、そういったものを重視する人が多く、満足度も高くなっておりますが、その一方で、上から4番目にあります「収入や資産が多いこと」につきましても、満足度が21.1%とかなり低くなっております。ここらあたりに県政の課題があるというふうにとめておるところでございます。

続きまして、(4)から(6)につきましては、前回より数値が上昇したものを記載してございますが、特に(5)でございます。本県の医療体制について満足している人の割合は、この数値は、18年度から21年度ぐらいいかけましては大体30%台前半の数値で推移してございましたが、今回は41.4%と上昇しているというのが特徴的かと見ております。

最後に、(7)でございますが、今回の調査から新たに設定した項目で、県政情報に接する機会としては、紙媒体である「県広報みやざき」の比率が大きくなっているという結果が出たところでございます。

県では、この調査結果を踏まえまして、県民ニーズを踏まえた施策展開に一層努めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。国の出先機関改革の動向についてでございます。

この件につきましては、随時、当委員会等におきまして御報告させていただいておりますけれども、今回は、4月にありました委員会以降の議論の動向、あるいは先日、内閣府から示された法律案について御説明させていただきたいと思っております。

まず、これまでの経緯でございますが、本件につきましては、①にあります地域主権戦略大

綱、②にありますアクション・プランにおいて示されました出先機関の原則廃止という政府方針に基づき検討が進められており、④にありますとおり、本年4月には、制度の基本構成が了承されたところでございます。それから、⑤にありますとおり、アクション・プラン推進委員会におきまして法律案の骨子が固まったところでございまして、⑥でありますように、今日8日のアクション・プラン推進委員会で内閣府より、法律案が示されているという状況でございます。

その法律案の概要について4ページ以降で御説明させていただきます。

まず、2の基本理念でございますが、地域の自主性及び自立性の十分な発揮、住民の福祉の向上、国・地方を通じた行政の効率化、こういう3つの理念が掲げられているところでございます。

3に対象が載っておりますが、この制度を利用できる主体となるのは、北海道及び沖縄以外の地域におきます地方自治法上の広域連合をベースとした特定広域連合というふうになっております。それは、現在の国の出先機関の管轄区域等包含するものというふうになっておるところでございます。次ページに参りまして、移譲対象機関でございますが、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3つが掲げられております。(3)に移譲事務というふうにはありますが、法令の規定というふうにはございまして、法律案には移譲の対象となる法律名のみ掲げられておまして、具体的な事務は政令にゆだねられているというふうな状況になっております。

次に、5ですけれども、移譲に係る手続としましては、政府が、移譲に関する基本方針を閣議決定により定めるというふうになっていると



ころでございます。

6 ページに参りまして、6 の①にあります、特定広域連合等は、政府が閣議決定しました基本方針に沿いまして、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞いた上で、議会の議決を経て移譲計画を策定し、内閣総理大臣に計画の認定を申請するというようになっております。④にありますとおり、内閣総理大臣は、計画の認定に当たっては、国の関係行政機関の長の同意を得なければならないというふうにされているところでございます。

次に、7 ページの7 の事務等の移譲という欄がございますけれども、これの②でございます。ここにつきましては、国から連合に移譲された事務の適正な執行を確保するために、国の関与についての取り扱いが定められておりますけれども、具体的には、政令で定めるという形で、やはりこれも政令にゆだねられているという状況でございます。

続きまして、8 ページに参りますけれども、8 の執行機関のあり方ということで、②でございます。当法律案では、独任制の長を置くというふうにされておまして、その下に、条例の制定・改廃とか予算の調製、実施計画の作成、そういった重要事項についてあらかじめ構成団体の意見を聞くための機関として「特定広域連合委員会」なるものを設置できるというふうにされているところでございます。

それから、③にありますとおり、長を補佐し、移譲事務等を監督するために、移譲機関ごとに常勤の職を設けるというふうにされているところでございます。

次に、大規模災害時等の対応といたしまして、⑥でございますが、国は地方に職員の派遣等の要請をし、地方側は、著しい支障がない限り応

ずる義務があるというふうにされております。

また、⑦にありますとおり、さきの東日本大震災クラスの災害のときには、国が地方に対して職員の派遣等を指示という形で、より強い国からの働きかけがあるというふうな規定になっているところでございます。

法律案のポイントは以上でございますが、御説明しましたとおり、移譲対象となります事務の範囲ですとか、あるいは国の関与の形態は政令でゆだねられているというふうなこと。それから、最も重要な財源につきましては、9 ページの9 の(2)にありますとおり、「必要な財政上の措置を講ずる」という非常に抽象的な表記にとどまっております、不明確なままという状況でございます。

国におきましては、今国会の法案提出を目指しているというふうに伺っておったんですが、省庁間の調整なり、いろいろ各地方からの慎重論といったものが根強く、十分な理解が得られていないとの判断から、現段階でも実現には至っておらないところでございます。

また、法律からゆだねられた政令案につきましても、年末まで結論は先送りというふうな情報も届いております。

本県といたしましては、引き続き、国における議論の動向を注視いたしますとともに、法律案や政令案が提示された場合には、その内容を十分に精査の上、県議会や市町村等の皆様との十分な情報共有・意見交換を図りながら、今後の対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

御説明は以上でございます。

○川原中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。常任委員会資料の最後のページ、10 ページをお願いいたします。中山間地域

産業振興センター設置事業についてでございます。

まず、1の事業目的であります。このセンターは、人口減少や基幹産業の低迷など、大変厳しい状況にあります中山間地域の活性化を促進するため、宮崎県産業支援財団内に常駐のコーディネーターを配置いたしまして、特産品の開発など、地域からの幅広い相談に対して、ワンストップで対応するとともに、関係機関と連携しながら、地域資源を活用した多様な産業おこしの取り組みを支援していくこととしております。

次に、2の事業内容であります。地域からの相談への対応とともに、積極的に地域を巡回いたしまして、市町村や商工会等の関係機関と連携しながら、地域に潜在する資源の掘り起こしや、それらを活用した地域おこしへの取り組みを支援していくこととしております。具体的には、例として挙げておりますように、農林水産物を活用した加工品等の開発や、販路拡大等の支援、獣肉等の利活用に向けた調査研究、さらには古民家や廃校施設等と地域資源を連携させた事業展開への支援など、さまざまな支援の形が考えられるところでございます。

次に、3の設置の状況でございます。先月5月18日に産業支援財団内にセンターを設置いたしまして、センター長、コーディネーター1名、事務員と補助員それぞれ1名の4名の体制で取り組んでいるところでございます。このうち、事業の核となりますコーディネーターにつきましては、民間企業出身で、産業振興に関して豊富な経験を有する方を配置したところでございます。

事業費につきましては、1,000万円で、産業支援財団に委託しております。事業費の内容は、

コーディネーターの person 費や活動に要する経費ということでございます。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。報告事項について質疑はありますか。

○有岡委員 基本的なことを1つ教えていただきたいんですが、総合政策課のほうで意識調査をされていますけれども、回答率が52.5%ということで、何となく選挙の投票率に近い数字だなと思っていますが、前回の回答率から下がってきていると——前回の回答率の数字はわかりませんが——それだけ県に対する意識が薄れつつあるのではないかというふうに危惧するのですが、前回の数字等も参考に教えていただきたいと思います。

○金子総合政策課長 過去でございますが、平成20年で申し上げますと48.7、21年が51.6、22年が50.3、今回が52.5という形で、徐々には上がっておりますが、やり方は郵送という形でさせていただいております。こういったアンケートの回収率は、ほかの調査でも低下傾向にあるという中ではあるんですが、統計の中では1,000客体以上あれば標本としては信頼がおけるということになりまして、今回、1,800の回答をいただいておりますので、一応、そういう評価をしているところでございます。

○有岡委員 年代的なばらつきもあるようですが、今後、また県民の意識を教えていただければありがたいと思います。ありがとうございます。

○星原委員 まず、今夏の電力需給対策ということで説明をいただいたんですが、昨年もあったわけですが、ここに要請の部分は書いてあるんですが、その事前において県と九州電力との間でいろんな協議がなされながらの中で

最終的にこういう形でおりにくるものなんですか。それとも、九州電力側が政府と話をし、その流れの中でただ報告というか、要請という形でおりにくるんですか。

**○金子総合政策課長** 九州電力のほうからも、私どもに対しまして、厳しい需給状況ということもあって、資料をお持ちになって御説明にも来られたところをごさいます、要は、県民への呼びかけについては、県なり、市町村なり、あるいはメディアなり、そういったものをフルに活用して末端まで届くようにという形での協力要請をいただいたところをごさいます。私どもも、電力の安定供給ということはぜひお願いしますという話でありますとか、きめ細かい県民への対応、それは電気会社なりにやってくださいということをお願いもしたところをごさいます。

それから、一番心配事といいますのは計画停電でごさいます。昨年、東京電力とか東北電力のほうではあったようなんですけれども、九州では全く初めてというふうな状況もありまして。これのやり方なんです、基本的には、国と電力会社のほうで決めておりにくるというふうな流れになってきておりにまして、この資料に記載しておりますのは、まだこの程度しかおりにきていないというふうな状況でごさいます。これが近々、どういう形で示されるのか、そこらが一番関心事でごさいます、いずれにしましても、これのアナウンスについては、自治体としての協力も当然要ると思っておりますので、そこらは協調しながらやりたいと思っております。

**○星原委員** この前、全国の電力会社が政府に対して上げていた電力料金の値上げの中身を見ると、九州電力が一番高かったような気がするんです。111円か幾らかだったような記憶なんです

が、そういう料金なんかの問題というのも、九電だったら九電の範囲内の各県に対しても、事前にそういう値上げについての調整なんていうのもあるものですか。ないんですか。

**○金子総合政策課長** それに関しては事前にはごさいません。

**○星原委員** この件での最後に、九電の株は宮崎県は持っているんですか。持っていないんですか。持っていれば教えてください。

**○金子総合政策課長** 持っておりまして、管理は企業局のほうでやっているところをごさいます。持ち株数としては、380万株ほど持っているところをごさいます。

**○星原委員** それは九電株のパーセントでいったら、コンマ何ぼですか。

**○金子総合政策課長** 0.8%ぐらいでごさいます。

**○鳥飼委員** 今、電力需給対策についての質問が出ましたので、関連してお尋ねします。私は、大飯原発の再稼働は極めて残念だと思っているんですが、なぜ残念かというのは、これまで節電について国民の意識が盛り上がったときはなかった。これまでも、節電については、電気料を払わなくちゃならないから消すところは消すということで、自己防衛で自分の家計をということで努力してきたのが、今度の3・11の事故で、それぞれがこのままでいいのかという問い直しといいますか、あったものですから、この機会を利用といいますか、考えてもらいたいチャンスにするべきところを、基準を明確にしない。そして、いろいろ言われておりますオフサイトセンターの設置とか、免震重要棟の設置とか、そういうのを先送りする。3年間は無阿弥陀仏で神頼みの時間ができたというようなことも問題点としてはあるんですけれども、

それ以上に、エネルギーのことをみずからのこととして考えるいい機会にしくちやならなかったんじゃないかなという意味で、非常に残念だなというふうに思っております。それはここで議論することではありませんのでお尋ねしませんが、一般的節電と数値目標を伴う節電というのはどのような違いがあるのか、ちょっとわかりにくいんですけども、御説明をお願いしたいと思います。

**○金子総合政策課長** 特に夏季は電力需要が高まる時期ということもございまして、この7月から9月末近くにかけては、いわゆる一般的な節電をお願いしたいという中で、全国的にも電力供給が厳しいということもありまして、特に9月7日までの間につきましては、マイナス10%以上という目標値を定めてやっていくというふうに伺っておるところでございます。

**○鳥飼委員** 九州電力は、当初は数値目標を定めなくて節電をお願いしますということだったんですね。それが方針が変わったというのは何か理由を聞いておられますか。

**○金子総合政策課長** 具体的には確認しておりませんが、これは九州電力だけの問題ではなく、他電力でも、融通し合いながら国家的な電力需給対策を講じていくという方針が出ましたので、そういった中で数値目標という形で、より厳しい要請があったというふうに理解しているところでございます。

**○鳥飼委員** ここは要望ですが、そうだとするならば、どれだけの供給能力があって、どれだけの需要があるという詳しい資料を九州電力は明確にすべきだろうというふうに思っています。ここは金子課長に言ってもしょうがないので、そういう思いがあるということだけをお受けとめいただきたいというふうに思っています。

それで、下のほうにもありますけれども、県庁ピークカット作戦というのがあります。電力というのは——原子力発電所は24時間発電しているわけですね。とめられないから揚水発電のほうに電気を持っていこうということなんですけれども、今は、全部とまっていますので、そういうのは考えなくてもいいわけですけども、しかし、夏場の午後の2時か3時に電力を一番使うわけですね。そういう意味では、午後というのは、特定の時間なり、家庭で使う夜間、8時ごろのエアコンとかあるんですけども、やはり一番多いのは、九州の中で家庭ではなくて事業所のほうが多いんじゃないか。そういう資料を、私は今、持っていませんけれども、そういうふうに考えてみると、これをのべつ幕なしといいますか、節電してくださいというのは、非常に妥当性を欠くんじゃないかというふうに思うんですけども、そこら辺の意味合いというのはどういうものがあるのかと思って、お聞きをいたします。

**○金子総合政策課長** 御指摘のとおり、需要家というのは一消費者から大規模事業者までさまざまなパターンがあるわけございまして、一律にというのは、確かに、それぞれの事情もございまして厳しいところがあるかと思いますが、特に大口の需要者に関しましては、自家発電とも組み合わせながら、自社自身でのピークカットとか、そういった自社での供給力アップという形で乗り切るようなところもあるやに聞いております。また、逆に、一県民レベルになりますと、特に高齢者の方の熱中症というんでしょうか、無理な節電による熱中症とかそういったレベルの問題もありますので、当然のことながら、健康を壊さない範囲内の節電への御協力という形でお願いするのかなというふうに思っ

ております。

それで、九州電力のほうも、節電メニューなるものをつくっておきまして、それも事業者向けと県民の皆様向けというふうに2つつくっておくようでございます。こういった形で、球種電力側も各家庭のほうまで、より効果的な節電のやり方というのをアナウンスしていくというふうに伺っておりますので、相手方に応じた、よりの確な方法をお願いをしていくという形になるんじゃないかと思っております。

**○鳥飼委員** なかなか難しい答弁で御苦労されておりますけれども、私が申し上げたいのは、3・11以降、とりわけ、内閣府がこういうふうに言ってきた、九州電力がこう言ってきたということだけではなくて、宮崎県ではどこまで把握できるかと。人の問題とか——能力という用語弊がありますけれども——いろんな手づるとか資料が要りますので、そういう状況の中で分析をして、ピークカット作戦もやっていくようにしていかないといけないんじゃないかなというふうに思っています。本会議でも申し上げましたけれども、新エネルギー推進計画というのを今度つくられまして、電力の問題とか、新エネルギーの一部は総合政策部でやったりとかいうことで、なかなかやりにくい面というのはあるだろうとは思いますが、宮崎県としてはどれだけの電力が必要で、どういう需給をしていくというようなことを総合的に取り組んでいかないといけないんじゃないかというふうに思います。

九州電力がこう言ったから、そのとおりのことではなくて、それを吟味する力をつけていく必要があるんじゃないかと。それはもちろん、いろんなものに挙証されたものでないといけないと思うんです。そういう体制づくり

といっても、人がどんどん少なくなってきていて、現場といいますか、担当の人はきついところがあるだろうとは思いますが、今、そういう努力をしていく時期に来ているんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいということで、お願ひにかえておきたいと思ひます。

**○稲用総合政策部長** 先ほど、九州電力が住民の皆さんにアナウンスする方法ということで言われました。私は宮崎支社長に直接お会いしまして、先ほどおっしゃいましたように、どれだけの供給能力があつて、どれだけの需要が見込まれる、そこでギャップが出てくるので、この10%以上というようなものが出てくるんだというようなことについても、ぜひ、アナウンスをしていただきたい。その中で、さっき言いましたような節電メニューといひましようか、具体的には、細かなことなんでしょうけれども、エアコンを切ったらどの程度の節電になるんだとか——これはチラシが入っていたようだけれども——そういうことをぜひやっていただきたいということについては、申し入れはさせていただきます。

**○鳥飼委員** ありがとうございます。そういうことでしっかり対策をしていくということが大事じゃないかなというふうに思ひますし、オール電化を推進してきた電力会社の責任はどうなるんだと。今さら、オール電化でやっているところに節電をと言われても、飯を食うな、寝るなということかということだと思ひます。そこは弾力的にというのが出てくるとは思ひます。例えば、エアコンを1時間運転するとしても、10分か15分とめてもそんなに支障はないというようなことも聞いていますし、いろんな努力があるだろうと思ひますが、しかし、いず

れにせよ、電力会社というものが、住民に対して説得力のある資料を明示して要請をするということが大事ではないかなと思っています。部長のほうでも、またよろしくお願ひしたいと思っています。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○星原委員 続いて、国の出先機関改革の動向ということで、年月で順番に紹介いただいたんですが、6月8日のアクション・プラン推進委員会において、今度は法律案として出されてきていますね。結局、政府のほうからおりてきた。それを受けながら地方は対応していくわけですが、基本理念の①②③のところを見ると、①では自主性及び自立性が十分に発揮されること、②では区域内における住民福祉の向上に寄与すること、③で効率化に寄与することと基本理念としてうたっているわけですね。そういったものを受けて、今後、我々の地域として、九州なら九州として、知事会等では話が進んでいるわけですが、我々二元制の中での議会として、その部分というのが、勉強会に行ってもらったりいろいろ形はあるみたいなんですけれども、全体に対してのその方向性がなかなか見えてこなくて、果たして宮崎県にとってどうだかというものも出てきます。

そして、先ほどの説明の中の特に財政上の措置というところで、「必要な財政上の措置を講ずるもの」として、先ほども言われたように、漠然とした形。私ははっきり言って、市町村合併を見ていて、当時、合併しなければやっていけないような話が出ておって、実際してみたら、したところも、しないところも、どっちがよかったのかと、まだ結論も出ていないような状況にありますね。この広域連合にしても、本当にそういう形に入っていくって、道州制なら、九州な

ら九州に一つの長がおって、そこで全体を見られるわけですが、この広域の場合だと、それぞれ各県独自で、知事あたりが自分の政策というのを立てていますね。そういう流れの中でいろんな委員会をつくるような話が聞こえてきていたんですが、時代としてはそういう流れかもしれないんですが、宮崎県にとってどうなのかなと、今回のいろんな質問なんかを聞いていてもまだはっきり見えてこない。まだ白紙だと知事も言っているような状況等を見たときに、今後、執行部側の考え方、あるいは議会の考え方、その辺についての議論というか、協議というのは、ここまで出されてきたわけですから、後はこれに沿ってどういうふうに持っていこうと考えておられるのか、その辺を教えていただくといいんですけれども。

○金子総合政策課長 重要な視点だと思っております。5月17日に、初めてなんですけど、正式な形で九州知事会と九州各県議長会ということで、外山議長も出ていただきましたが。そういった中で、しっかり課題を整理して、今後、知事会側、議長会側と共有化しながら検討をしていくという確認がされております。当然、各県におきましても同じようなこととございます。あした、説明の場ということで、私も参加させていただきますけれども、先ほど御説明しましたとおり、肝心な点がといいましょうか、かなり政令にゆだねられているというような点もありまして、全体像がなかなか見えていない。そこから見ながら、考えられる課題なり問題点というのをあぶり出した上で、また、宮崎県としての最終的な意思というのは当然固めないといけませんから、そこらへんは小まめに議会の皆様方も情報共有を図らせていただければというふうに思っております。

○星原委員 ぜひ、そういう形でお願いしたい  
と思います。

○鳥飼委員 わからないところがたくさんある  
んですけども、現在のところでは、特定広域  
連合は、経済産業局、地方整備局、地方環境事  
務所の事務をとということの特定になるんでしょ  
うか。

それともう一つは、今、総合エネルギー政策  
ということで議論をしましたが、電力の  
問題やら含めて、県にある事務を持っていくと  
いうか、そういうことも想定されているのか。  
それは想定されていないと思うんですが、想定  
されているのか、そこを教えてください。

○金子総合政策課長 この3つの国の機関の事  
務、権限、人員、財源、すべて丸ごとという形  
で九州側から提案はしておりますけれども、ま  
だ国内部の調整の中で、具体のこの事務という  
部分については調整が終わり切らず、年末まで  
ずれ込んだという形になっております。

それと、2点目の御質問でございますが、各  
県で今既にやっている事務をこの共同体でやっ  
ていくかどうか。「事務の持ち寄り」と言ってお  
りますが、これにつきましては、広域連合内  
での自主的な判断の中でやっていくという形で、  
それを新しい機関への移行の条件とはしないこ  
とという形で九州側としては申し入れをしてい  
るところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。九州広域行政機構  
の議論でも出されましたけれども、九州を考  
えてみると宮崎は南のほうの端っこで、高速道路  
がようやく通ろうとする。新幹線は通っていな  
い。いろんなハンディがあって、いろんなイン  
フラの整備がおくれている地域だということ。  
一方では、動きとしては、熊本県知事とか、大  
分県知事とか、福岡県知事が、州都というんで

すか、道州制を見据えた受け皿となるべきと  
ころをうちに引っ張ってこようという思惑もある  
中で、どうしても我が宮崎というのは、そうい  
う意味では不利な地域にあると思うんですね。  
宮崎県内で言えば、こう言うと大変失礼ですけ  
れども、宮崎から委員長の出ておられるところ  
を見たりするような形になって、ひょっとして  
宮崎県を1つにしたときに、諸塚とか入郷はど  
うなるんだというようなことになる。九州を見  
たときに、宮崎は、下手すると延岡、宮崎、都  
城の3市だけが残っていくというようなこと  
にもなりかねないということで、非常に懸念して  
いるわけです。その辺も皆さんも同じ意識を共  
有しておられると思います。そういう意味では、  
あしたですか、勉強会があるということですか  
ら、そこでまた勉強させていただきたい。答弁は  
結構です。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんでし  
ょうか。

○渡辺副委員長 話は少し戻りますが、電力需  
給の対策の件ですけれども、計画停電——現実  
味がどの程度かというものはともかくとして、  
全く可能性がゼロではないということで、県も、  
国と電力会社との協議、また情報等を待ってい  
るところかと思うんですが。昨年、首都圏等で  
計画停電が実際に行われたわけで、そのときの  
ことも踏まえた上で、経済規模であったり、産  
業構造とか人口の問題とかを前提に踏まえて、  
宮崎県で計画停電を行うということに仮になっ  
た場合に、どういう事態というか——もちろん  
規模等によっても全然違うとは思いますが、  
どうい影響があり得るのか。また、特  
殊事情があるのか、そういうところを今、県の  
ほうではどう認識しているのか。もちろん、可  
能性としてということになるわけですが、そこ

はいかがでしょうか。

**○金子総合政策課長** 関東の例ですけれども、まずは、信号機が消えたということもあって事故等の心配、あるいはエレベーターがとまったとか、そういった日常生活の関連に危険性が増しているというふうなことも聞いております。それから、病院につきましても、すべての病院ではないと。いわゆる拠点病院というふうな話もありまして、そういった意味で、末端の病院等での医療行為あたりにもひょっとすると制約が出てくるんじゃないかなというふうなこととか。あるいは在宅で人工呼吸器とかをつけていらっしゃるような方もおられる——それは福祉のほうで今、実態調査に入っているようでございます。あと、大規模小売店とかに行きますと、冷蔵・冷凍設備のあたりもその時間内はとまってしまうとかあります。

それから、宮崎県特有といいたいでしょうか、中小家畜とか、あるいは野菜とか果実とか、そういった施設園芸、あるいはかんがい用水、こちらあたりもやはり電力を使っているということもありまして、そこらあたりの影響が懸念されるころであります。以上でございます。

**○渡辺副委員長** 非常に難しいし、見えづらいうるんではないかと、ゼロではない、万が一のことを想定してという話に、今なっているわけですが。これは聞いても仕方がないかなという気もするんですが、もしかしたらあり得るかもしれない、多少なりとも可能性があればということで県としては備えなきゃならないということだと思いますので、その重要性を考えていただいて、難しいと思うんですが、万全な対策ということと、現状として、九州電力等と、また国とも情報交換する中で、本当にあり得るかもしれない可能性というのはどの程度というふ

うに見ていらっしゃるのか、伺えればと思います。

**○金子総合政策課長** 確率的なものとか数字では示されておりませんが、先ほど委員会資料で御説明した、電力需給逼迫警報を発令しますとかなりの節電効果があったということで、最悪の計画停電までに至らなかったという事例が昨年あったそうございまして、そういった意味ではこのアナウンス効果はかなりあるのかなと思います。

それと、一番心配だと言われておりますのが、結局、原子力発電所がありませんので、火力発電所に頼っているわけですね。それがダウンしたというような場合については、かなりその蓋然性が高くなるんじゃないかというふうな状況でございます。

**○宮原委員** 今、火力発電という話がありましたけれども、九州全体を今、火力発電何カ所ぐらいで動かしているんですか。あと、水力。そしてまた、風力、太陽光とかバイオマス、揚水発電というのは微々たるものだというふう思うんですけれども。主力は火力、水力ということになると思うんです。小さいのもあると思うけれども、主力になるもので何カ所ぐらい。

**○金子総合政策課長** 私の手元に昨年の発電実績という形ではありますが、それでもよろしゅうございますか。

**○宮原委員** はい。

**○金子総合政策課長** これは23年夏でございますが、原子力が176、火力が1,126、水力が125、揚水発電が230、地熱等が16、合計1,671万キロワットアワーということになっています。この当時、原子力は3基稼働しておったということでございます。ことしの夏の見込みといたしましては、原子力がゼロで、火力が1,245、水力110、



揚水が150、地熱等が23、それから他電力からの融通等が47という形で、1,574万キロワットアワーという状況でございます。

○宮原委員 火力発電ということは、当然、石炭を燃やすということですね。

○金子総合政策課長 LNGとか石炭でございます。

○宮原委員 LNGであったり石炭の供給体制というのは、状況的には万全な体制にあるんですか。

○金子総合政策課長 電力会社のほうに聞きましたところ、燃料費の持ち出しが1日当たり10億円ぐらいあるというふうに伺っております、需要増で単価がLNGあたりは上がっているということもありますけれども、各電力会社、今、燃料調達に関して厳しい状況にあるというお話を伺っております。

○星原委員 最後に、中山間地域産業振興センター設置事業ということで説明いただいたんですが、事業の目的を読んでも、設置した意義というか、財団法人にさせる意味というのはどういうふうにとらえたらいいんですか。

○川原中山間・地域政策課長 財団に設置したということにつきましては、財団のほうに現在、7名の専門のコーディネーターがいらっしゃいます。例えば商品開発でありますとか、販路開拓でありますとか、こういった専門的なコーディネーターがいらっしゃるということで、こういった方々との連携がとれる中で、センターに設置したコーディネーターについては常駐でお願いしておりますので、コーディネーターを中心に、この7名の専門コーディネーターをうまく活用しながら、連携しながら、使っていけるんじゃないかということで一つは財団のほうに設置させていただいたというところでございます。

○星原委員 私は思うんですけども、中山間地域の人口減少とか、いろんな基幹産業の低迷とかうたっているように、非常に今、厳しい状況にあるんですね。私の地元でもそうなんですけれども。そういう中で、県の行政から一步離れた財団でそういうふうにしたほうがいいのか。私から見ると、農業改良普及センターあたりが地域の実情をいっぱい知っているわけですよ。改良普及センターは今、県内に7カ所ですか。農林振興局と一緒に動いているわけですね。その人たちの情報を集める確率のほうが、地域の密着したいろんな条件等を聞きながら、中山間地域に入っていて、生活をその中でやっているわけですから、私はその辺の活用のほうがより効果が出るんじゃないかなという感じがするんですが、このセンターを置くときにそういったような議論というか、協議はなされたんですか。

○川原中山間・地域政策課長 おっしゃるように、農業改良普及センターでありますとか農林振興局は、今までの事業の中で、地域とのつき合い等がございますので、いろんな情報を確かに持っております。今回のセンターに関しましては、当然のことながら、普及センター、商工会、市町村と十分連携しながらやっというここと考えておりますけれども。センターにつきましては、地域からの相談とともに、積極的に地域に出かけていっていただくということで、普及センター等のほうにも積極的に出向いていただきまして、情報共有しながら一緒にやっというこことと、いろんな関係機関がございまして、センターとしましては、それらの複数の関係機関のコーディネート役といいますか、橋渡しといいますか、そういった部分の取り組みも期待しているところでございます。

○**星原委員** もう一点聞きたいのは、センター長、コーディネーター1名、事務員1名、事務補助員1名の4名。今いる人たちを活用してそうするのか。新たにこの4名を採用した形でこの運営を委託して——新たな雇用の部分に入っているんですか。それとも、退職した人とか、パート的なものとか。1,000万の予算なんですけれども、その内訳というのはどういう形で進めていかれるんですか。

○**川原中山間・地域政策課長** このセンターの4名につきましては、センター長と事務員につきましては、現在の財団におります職員との兼務でございまして、今回新たに予算の中で措置したのが、常駐のコーディネーター1名と補助員ということでございます。したがって、いろんな地域からの相談といったものにつきましては、センターとして4名の職員で対応いたしますけれども、各地域の巡回については、基本的には常駐のコーディネーターにさせていただいて、いろんな地域資源の掘り起こしとか、そういったものを普及センター等と連携しながらやっていただくといったようなことで考えております。

○**星原委員** そういう思いで設置されるわけですから、絶対に費用対効果——効果が出て中山間地域が少しでも元気になるように、いろんな発掘とか、いろんなことを提供していただいて、地域が元気になるような形で進めるように、ぜひ、お願いいたします。

○**黒木委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。

それでは、その他で何かありませんか。

○**鳥飼委員** その他で総合交通課長にお尋ねします。本会議でもお尋ねしましたツアーバス。これは夜間ということでああいう事故が起きた

と。私は、申し上げたように、小泉構造改革、規制緩和というのがあった結果ではないかというようなことで、評価する面も——私は評価する面は余りないから言ってほしくなかったんですけども、そういうことを言っておられましたが。きのうのAIGですか、逮捕者が出たのもやはりその一環ではないかなと思っております。宮崎県内にはツアーバスということで夜間のものはないんですけれども、ただ、昼間のツアーバス形態をとるのがあると思うんですけれども、そのことについてお尋ねしたいと思います。九州産交なり宮崎交通なりというのは、乗り合いバスとして責任を持ってやっておられる。ツアーでやっておられるところもあるわけですが、乗り場の確保とか降車場の確保、道路の途中にとめてということで交通事故の危険性もあるものですから、その辺の実態についてお尋ねしたいと思います。

○**日下総合交通課長** ツアーバスの宮崎における実態ということでございますが、ツアーバスといたしまして、福岡との間でツアーバスを運行しております事業者が、宮崎県の場合、4社ほどございます。宮崎と博多の間を4時間程度で結ぶという形で、1日に数便、4社それぞれが運行しているという状況でございます。御指摘のとおり、ツアーバスにつきましては、停留所の設置等の義務づけはございませんので、そういった意味では非常に柔軟な運行も可能になっているということで、利用者にとっての利便性の面では高い面もあると思うんですけれども、現時点では、そういった中で運行がなされているものという認識をしているところでございます。

○**鳥飼委員** 何かもごもごしてはつきりしませんけれども、実態として、駐車場といいますか、

乗り場の確保というのがないわけですね。ですから、あの事件が起きて、東京とか大阪とかが多いんでしょうけれども、道路で乗って非常に危険だということもようやく明らかになったわけなんですね。安いということで乗るわけですよ。宮崎一博多で最初6,000円ぐらいだったのが、今は3,000円を切るとか切らないとかいうことになっている。事故が起きて、それは自己責任だと言われても、10人ぐらい死なないと自己責任が改善されないという社会は異常ではないかなというふうに思うんです。ですから、乗降場についての確保とか、何らかの規制といいますか、安全基準みたいなものをつくっていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○日下総合交通課長** 安全性が大切であるという——本当に御指摘のとおりだと思います。ツアーバスと高速バスでは、現時点では規制のあり方は異なっているわけですが、国のほうでも、その辺の見直しを含めて検討が進められているものというふうに伺っております。県といたしましても、その辺の状況をしっかりと注視していきたいというふうに考えているところでございます。

**○鳥飼委員** 県は総合交通行政をあくまで立脚点にあるわけで、コミュニティーバスの問題とかもいろいろあって、県内での市町村をあわせた合同の会議が始められたということは非常に評価をしているんです。大いに議論をしていただきたいというふうに思っているんですけれども。ツアーバスといいますか、それらの件についても、ただ国の指針を待つということではなくて、何らかの形でそれを事業者に求めていくというようなことをしていくべきではないかなというふうに思っているんです。ですか

ら、どういうことができるのかというのは、法的な問題も含めて出てくるかと思えますけれども、そういう検討をお願いしておきたいというふうに思います。またこの問題については別途、議論をしたいと思えます。以上です。

**○黒木委員長** ほかにありませんでしょうか。

**○岩下委員** 中山間地域のことで、いろんな事業に取り組まれているんですけども、現実的に、中山間に行くと、このままで大丈夫かなと思うんです。今、地域の中で、集落で、例えばアジサイを植えたり、沿道美化をやったり、神社仏閣の手入れをしている人というのは、大体60代から70代の方、時には80代も入っていらっしゃるんですけども。やっとな自分たちも生活しながら地域のためにということをやっているんですが、あと10年たったら本当にやっとないけるんだらうかということ、何か手だてをしてももらえないだらうかという要望を聞くんです。「いきいき集落」の事業があります。今まで5万円でしたけれども、昨年か一昨年か、10万円の中でやります。ただし、それは組織をつくって、地域の役員も含めて取り組んでください、市町村が指定していたら「いきいき集落」になります。でも、飲食関係はだめですとか、そういった条件がいろいろあって、取り組むにしても資金はない。店をつくったけれども、なかなか地域の中では売れないわけですね。地域で何とか買い物ができる場所をつくってあげようという善意の中で取り組んでいるんですけども、何かそこらあたりで支援策はないのかなと思うんですが、何かいい考えはありませんか。

**○川原中山間・地域政策課長** 今、集落の活性化に取り組んでいらっしゃる方々を見ますと、ほとんどが高齢の方、中には若い方もたまにいらっしゃるんですけども、確かに、おっしゃる

ように、非常に高齢化しているというのは間違いのないところであろうかというふうに思っています。ただ、お話等聞きますと、自分たちの集落はこのままじゃいかん、次の世代に何とかして引き継いでいきたいという思いで、本当に一生懸命やっていたら状況がございまして、県としましては、そういった思いにこたえる形で後押しといいますか、ちょっとした支援でございませけれども、何らかの支援的なものができればということで、「いきいき集落」の関係でありますとか、あるいは盛り上げ隊の派遣でありますとか、そういった形で実際、支援をさせていただいているところでございます。

また、言われたように、今後高齢化が進んでいきますと、例えばNPOでありますとか、いわゆるソーシャルビジネスといったもの、そういった新しい取り組みなども、集落の維持といいますか、活性化に向けて活用するような手だてといったようなものも、今後は考えていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。済みません。お答えにはなっていませんけれども。

**○岩下委員** 地元の串間のほうですけれども、何とか地域のためになりたいということで、細々、店もつくって、地域の人を何とか加えて存続したいということでやるんですけれども、あと何年もつかなという形なんですね。せっかく地域を盛り上げていきたいと思いつつも、生活力があって悠々やっている中でボランティアでいろいろ手伝ってくださいますというんだったらいいですけれども、生活がいっぱいいっぱいの中でボランティアというのもなかなか難しいと思うんです。盛り上げ隊は大きな企画のときには頼めるんでしょうけれども、日ごろの生活の中で何とか活力を見出すような方策ができな

いものか。ぜひお願いしたいと思います。要望にしておきます。

**○外山委員** 記紀編さん1300年記念事業について2～3お尋ねしますが、今、県で手を挙げてやろうということで、これから9年というスパンでやると言っておるんですが、現実的に9年かけてだらだらやっていくというのも非常に難しいし、具体的にどうなんですか。9年間でやるつもりなんですか。それとも、4年とか5年で区切ってそこで戸締まりするのか。そこ辺の検討はどういうふうになっていきますか。

**○大西副参事** 大変悩ましい問題でございませけれども、確かに、9年間は、平成32年の日本書紀編さんというところでの節目ということで打ち出しをしておりますが、知事も本会議での御答弁の中で、古事記そのものについては、来年、あるいはこの2～3年のうちに全国的に薄れていくだろうという御認識がある。ただ、記紀編さん1300年記念事業につきましては、ほかにも考え方の中で観光か文化かという御指摘もございました。そういう意味では、まだ今後の展開というものがお示しできていないんですけれども、基本は9年間ということで据えております。私どもとしては、今、いろいろと議論はしているところなんですけれども、やはりスタートの時期——ことしを含めた、あるいは来年、再来年あたりは、機運醸成というところで、少し大きくイベントも含めて打ち出しをしていく。その後は、古事記、日本書紀、こういったところの理解促進というところをベースに置きつつ、これも知事のほうから御答弁しておりますとおり、集大成というところで、平成32年の国民文化祭の誘致というところを視野に入れてということにしておりますので、基本的には平成32年まで、そういう形で展開していきたいというふう

に考えております。

**○外山委員** 大変悩ましいということは、組織として県としてどこで戸締まりをするかということはこれからの問題だと思うんですが、ただ、今、いろんな計画が出ておりますが、ことしはメインで——メインなのかどうか、西都原で音楽祭をやろうということですが、来年以降、年次的にこういうイベント・事業をやっていくというスケジュール表がないと、どうもつかみどころがないんですね。そこ辺の考え方。できたら1年、ことしいっぱいぐらいかけてそういうものがきちっと出てくる必要があると思うんですが、それはどうでしょう。

**○大西副参事** 外山委員が御指摘のとおりでございまして、年次的なものがしっかりと見えてこない、この事業そのものの推進力というのがなかなかついてこない部分があるのかなと思っております。来年につきましては、これまでの知事からの表明の中でも、置県130年、あるいは東九州自動車道の宮崎一延岡が開通、こういったところの歴史の節目というものに一つアクセントを置いてやっていくという形にしておりますので、その後につきましては、こういったことをやっていきますというところは、ある程度のものでお示ししていく必要があると思います。私どものほうでは推進協議会の企画運営委員会という官民組織をつくっておりますけれども、そこで御議論いただくというようなことで段取りをしていくことにいたしておりますので、またいろいろ御指導をいただきながら、そのあたりは少し明確にできるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

**○外山委員** 細かいところは別として、骨格というか骨子というか、その計画をいつごろまでにつくられますか。

**○大西副参事** 私どもの今の企画運営委員会での御議論の中では、年内には、大まかなところになりますけれども、今後の全体的な展開方針、それとあわせて来年あたりの取り組み方針、そういったところを議論していくということにさせていただきます。

**○外山委員** 島根県がことし、「神話博しまね」という博覧会を長いスパンでやりますね。最後にぼんと、締める年ぐらいに、そういう博覧会形式というか、そういう考えはありませんか。

**○大西副参事** 現状としては、今のところ、国民文化祭の誘致というところを検討していきたいというふうに考えておるわけなんですけれども。国民文化祭につきましても、ことしはたしか徳島県で開催されると思うんですが、開催パターンもこれまでとまたちょっと違ってきているようでございまして、3カ月ちょっとぐらいのロングスパンのイベントになっておるようでございますので、「神話博しまね」のような博覧会とはまた違いますけれども、大きな集客イベントという点では、そういったものもあるのかなというふうには考えております。

**○外山委員** この前、島根の議会の議長以下お見えになって、いろんな計画をお聞きしたんですが、あそこは3年ぐらい前から実行委員会を立ち上げて、各市町村から職員にそこに来てもらって、50人ぐらいの体制での実行委員会なんです。ですから、実行委員会があると、そこに予算を投入して、そこが中心でやっていくということで、あそこの場合は、商工観光部の中に局をつくって、そこが実行委員会というような形なんです。ですから、宮崎のこの事業を盛り上げていくためには、最終年度あたりにそういうような大きな組織をつくっていかないと、なかなか盛り上がりが難しいかなと思うので、ちょっ

とそこ辺も御議論をいただきたいと思っております。

それから、議会としても一生懸命協力しましょうということで、何ができるかこれから議論していきますけれども、その中で、一つは調査等で県外に行ったり、個人的に調査に行ったりするときに持っていくパンフレット等が必要なんです。そういうもの。それから、きのうも、社交飲食業組合の総会があって行って、この事業に協力してほしいという話をしましたら、県内に張る——のぼりはなかなか立てられないけれども、四つ切りぐらいのポスターが欲しいんだというようなことを言われました。やっぱりそういうものをつくる必要があるかなと。ちょっと前に、宮崎は、「Mの国『宮崎』」というポスターをつくって、東京なんかの電車の中吊りにも置きました。これは余り評判はよくなかったんですが、そういうようなポスターを県内・県外を含めて相当なところに張っていく必要がある。ですから、パンフレットとポスターの準備も、ぼちぼちことしのうちにする必要があると思っておりますけれども、どうでしょう。

**○大西副参事** パンフレットにつきましては、観光推進課のほうの事業になりますけれども、現在、準備中のございまして、もうしばらくしますとでき上がるというふうに伺っております。ポスターにつきましても、数種類のもので一応はございますので、またそのあたりは準備できるものがあるかと思っております。

**○外山委員** そのポスターは大きいんですか。どのぐらいの大きさ。

**○大西副参事** いわゆる通常のポスタータイプでございますので、よく見かける程度の大きさのものがございます。

**○外山委員** わかりました。それでは、ポス

ター、パンフレット等ができれば、また議会のほうにもある程度もらって、一生懸命また一緒にやっていきますので、よろしく願いしておきます。

**○稲用総合政策部長** 2点ほど。さっき、星原委員と岩下委員からお話がありました中山間の関係。私は、個人的には人ごとじゃなくて、身内のことでありますけれども、非常に大変な問題だということをついつも現場で感じています。ということは、さっきお話にありましたように、いかに現場の状況を把握して、それに合った形でできるかということで、センターの話がありましたけれども、これは、先ほどありましたように農業改良普及センター、あるいは農林振興局とも一緒になってやるということで、中心部分はこういうふうにしますけれども、先ほどお話しいただいたとおりでやっていきたいと思えます。いろんな支援策というのはどう持ってくるのかなというのは、その辺の中からまた必要なものが出てくればというふうに考えています。

それから、外山委員のほうからありました記紀編さん1300年記念事業。私は、やっぱり9年間、日本書紀編さん1300年の平成32年までしっかりやりたいというふうに思います。というのは、「Mの国」のお話も出たように、「神話のふるさと宮崎」というのは、これまで何度もこういうタイトルでやってきたような気がします。私も40年近く県庁におりますけれども、何遍これが出たかなと思いますが、結局、しり切れトンボというか、そういう感じだったので、これはそういう意味で一過性に終わらせてはいけません。しっかりとやるんだということで、少しロングスパンで、まず意識をきちっと植えつけた中で具体的なことをやっていくということで、それぞれの中でのいろんな御意見でありますとか、アド

バイスということは、いろんなところからいただきながらやっていきたいというふうに思います。

**○星原委員** さっきの外山委員に関連なんです、今、いろいろ意見が出たように、私も思うんですが、この9年間でどういった効果をねらいにしているのかというのが基本にならないと——イベントとか人集めをすることが本当にそうなのかどうか。いろんな角度があると思うんです。県内向け、県外向け。あるいは市町村と民間の関係をどういうふうに持っていかとか。私はやっぱり教育も入ってくるんじゃないかなと。生涯教育ということで子供から高齢者までの間をどういうふうな形で動かしていくのかとか。そして、トータルでこの9年間で予算をどれぐらい組んで、どこまでの本気度でやっていて、さっき言った、最終的にこういう効果をねらっているんだという、そういったものがはっきり見えてこない、ただ9年間の事業計画を前期、中期、後期に分けながらやるだけで、それで終わったときに、果たして県民の皆さん方の評価というものがどう出てくるのかなと。9年間やるということは、非常に長いスパンでやるわけですから、その部分をしっかりとらえていかないと、本当に大丈夫かなと。

そして、今出ましたように、島根とか三重ですか、ほかでもそういうことをやっていますね。そうすると競合するところもいっぱい出てくると思うんです。そういう中で全国的に宮崎の評価みたいなのがどこまで出てくるか。そういったものまで考えてやらないと、単純に観光を目的にした形なのか、文化を目的か、イベントを目的にしたのか、その辺のやり方によって予算も変わってくるでしょうし、県内全体が県民総力戦でやるとするのなら、そういう形のものを

巻き込んでどういうふうにしていくかということとを想定していくべきかなというふうに思うんです。

もう一点が、先ほど外山委員が言われた、パンフレットとかいろんなものを県外に行くときは持っていくということですが、本気でやるのなら、皆さん方も、我々議会も、あるいは市町村の職員、議員引くくめて、あるいは産業関係のいろんな人たちもそうですが、宮崎県が全部同じ名刺で、3種類ぐらいつくって、県外に行ったときはそういう名刺を渡すとか。何か奇抜なアイデアとかいろんなものも一方では出しながら、本当に宮崎県は一つになって頑張っているんだというものが見えてこないといけないんじゃないかなというふうに思うんです。その辺に対する思い、このことに対しての9年間という思いが——しっかり県民にもあるいは県外の方々にも、宮崎の本気度が見えるかが勝負じゃないかなというふうに思うんですが。その辺の考えというか、思いというのはどういうふうにとらえてこの事業に取り組みされていくんですか。

**○大西副参事** この記念事業に9年間というロングスパンで取り組むことの一番大きな意義づけというのは、知事の言葉をかりれば「ディスカバー宮崎」、要するに宮崎の再発見というところで、自分たちが気づかないものが、外の人からの指摘によって初めて気づくものもあるように、宮崎のすばらしい財産、地域資源というものをいま一度、この古事記・日本書紀編さん1300年ということを機に、やはりそこに着目すべきであるという考え方です。すなわち、郷土愛であったり、ふるさと宮崎に対する思いというもの本気で強めていくというか、そこが一番大きなねらいであるということ。そういう意

味では県民運動的な部分も大きな要素になって  
こようかと思いますが、そのためには、イベン  
トばかりというわけにはいかないと思います。  
イベントは一つのきっかけであり、気づきの一  
つの手段でしかないわけでございますので、や  
はり星原委員から御指摘があったように、教育  
といひましようか、生涯教育、社会教育的など  
ころでの取り組みというものも非常に大事じゃ  
ないかなというふうに思います。

もとより観光振興ということにつきましても、  
この事業では一つの目的という形にはしてあり  
ますけれども、外にPRする力、訴える力、ア  
ピールする力というものが、地元で支持されな  
いものが外に通用するはずもないというようなど  
ころもありまして、「観光資源の磨き上げ」とい  
う言い方をしておりますけれども、そこに今あ  
る、これまでであるような観光資源の磨き上げの  
中で一工夫も二工夫もしていかなくちゃいけな  
い。そのためには、宮崎県民の底力を見せると  
いうところをつくっていく、流れをつくっていく  
ということが一番大事なんだろうなというふ  
うに考えております。今、観光という面での切  
り口からイベントというところにどうしても注  
目されていくんですけれども、息の長い取り組  
みをするためには、県民の皆さん方の地元に対  
する理解といひましようか、誇りといひましょ  
うか、そういったところの機運を盛り上げてい  
くようなところに重点をまず置いていく必要が  
あるのかなというふうに考えております。

**○星原委員** 県民所得も全国最下位に近いほう  
ですし、いろんな意味で元気がない状況の中で、  
この事業が県民にとって、生まれたところがい  
いところだったと、そういう誇りの持てるよう  
な、この期間の中でそれぞれがそれぞれの立場  
で誇りが持てるような、そういう方向に持って

くようにいろんな企画なり、事業なりを行って、  
そして、さっき言ったように、やる以上は予算  
もしっかり組んでやってもらいたいというふう  
に思いますので、ぜひ、よろしくお願ひいたし  
たいと思います。

**○渡辺副委員長** 今の古事記の件に関連ですが、  
先ほど来、最後の締めくくりのようなイベン  
トの必要性——外山委員からもありましたけれ  
ども、答弁の中でも、平成32年の国民文化祭の誘  
致という話が出ていますけれども、実際にその32  
年の国民文化祭がどこで行われるということは  
いつ決まるのか。また、他県でも希望してい  
るところがあるのか、ないのか。現実的に誘致が  
本当にできるのかどうかという見通しと、知事  
の答弁でも、最後の締めくくりとしては国民文化  
祭と言っているわけですが、最後の締めくくり  
が誘致できませんでしたというときには、これ  
から9年間の活動はどうなっていくのか。現実  
的な誘致の見通しと、決まるタイミングも含め  
て、どういう状況にあるのか御説明いただけま  
せんか。

**○日高文化文教・国際課長** 今、国民文化祭の  
誘致についてのお尋ねでございますが、国民文  
化祭は、昭和61年から毎年、各都道府県持ち回  
りということで開催されておりました、昨年度  
の第26回が京都府で行われまして、今年度は、  
副参事が申しましたけれども、徳島県で行われ  
ることになっております。この決め方ですが、  
所管はもちろん文化庁が所管しておりました、  
基本的には開催前の5年以内に文化庁のほう  
が決めるということになっております。ですから、  
集大成としての平成32年ということでありまし  
たら、基本的には平成27年度に決定されるとい  
う予定になろうと思います。現在のところ、県  
では、集大成の最終年に誘致の検討を行うとい



うことで、知事が申し上げておりますけれども、できましたら早い時期に誘致をしたいという形の流れに持っていきたいというふうに思っております。

各県の状況でございますけれども、今、平成27年度まで、これは鹿児島県で開催するというのは決まっておりますが、平成28年度以降はまだ決定されておられません。32年度におきましても、今のところはほかの県で誘致をしたいとかいう県はないと聞いておりますので、そういう意味では、32年度の誘致に向けて進んでいくというんでしょうか、推進はしていけるというふうに考えております。以上です。

○黒木委員長 ほかにありませんか。

それでは、次に、請願の審査に移ります。

まず、継続請願、請願第16号について委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 次に、新規請願、請願第19号について執行部からの説明はございませんか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 この件につきましては、特に説明はございません。

○黒木委員長 それでは、委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

---

午後0時59分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の説明をお願いします。

○四本総務部長 それでは、本日、御審議をいただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。議案第2号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、ガス事業法に定められた知事の権限に属する事務の一部について、市長の権限として移譲されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、資料の2ページと3ページでございますが、いずれも、専決処分の承認を求めることについてであります。

まず、2ページの報告第1号ですが、平成23年度宮崎県一般会計補正予算第7号の専決報告であります。

これは、時間的制約から専決を余儀なくされたもので、県税の増収及び地方交付税の確定、並びに退職手当の確定等に伴い、平成24年3月30日付で補正を行ったものであります。補正額は、16億7,040万6,000円の増額となっており、この結果、平成23年度一般会計歳入歳出予算の規模は、5,908億3,293万8,000円となります。

次に、3ページの報告第2号は、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であります。

これは、地方税法の一部改正により不動産取得税及び自動車税に係る特例措置が延長されたことに伴い、平成24年3月31日付で宮崎県税条例の所要の改正を行ったものであります。

議案につきましては、以上の3件でございます。

次に、報告についてでございます。

4ページをお開きください。宮崎県国民保護計画の変更についてであります。

これは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法ですが、この第34条第8項において準用する同条第6項の規定により御報告するものであります。

最後に、その他報告についてでございます。右側の5ページをごらんください。本日、御報告いたしますのは、ここに記載の「平成23年度における行財政改革の取組状況について」など6件についてでございます。それぞれの詳細につきましては、危機管理局次長及び担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○厚山消防保安課長** 消防保安課でございます。お手元の委員会資料の1ページをお開きください。議案第2号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。議案書では3ページになりますが、委員会資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1の改正の理由についてであります。平成23年8月に成立しました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第2次一括法」の施行に伴いまして、ガス事業法に基づくガス用品の販売事業者への立入検査等に関する事務が県から市に法令移譲されたため、当該条例に基づく移譲事務から削除するものでございます。

次に、2の削除される事務の内容についてであります。販売事業者が安全性が確認されていないガス用品の販売または販売の目的で陳列することを防止するため、店舗等への立入検査を行う事務と、安全性が確認されていないガス用

品が販売、陳列されていることを確認した場合、販売、陳列を中止させて販売経路等を報告させる事務。もう一つが、立入検査において、その検査を行うことが著しく困難であると認められるガス用品があった場合、その所有者等に対し期限を定めてそのガス用品を提出させる命令に関する事務の3つであります。現在、当該条例に基づき、都城市だけに権限移譲しておりますけれども、今回の改正に伴いまして、すべての市で自治事務として取り扱うこととなります。

最後に、3の施行期日につきましては、改正条例公布の日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○福田財政課長** 常任委員会資料2ページをお願いいたします。報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、県税の増収や地方交付税の確定等に伴う最終補正予算として毎年度行っておりますけれども、今回、昨年度末の3月30日付で専決処分を行ったものについて報告をし、その承認を求めるものであります。

中身につきましては、まず歳入ですけれども、主なものとしまして、県税が8億5,000万円の増額、地方譲与税が8,543万円余の減額、地方交付税が10億5,420万円余の増額で、国庫支出金が7億2,562万円余の増額、さらに、県債管理基金からの繰入金で17億2,900万円の減額となっております。

次に、歳出ですけれども、総務費が17億701万円余の増額で、主な内訳は、県有施設維持整備基金への積立金として19億2,669万円の増額、知事部局の退職手当の確定分として1,086万円余の減額等となっております。農林水産業費の194万円余の増額は、森林環境税の増収に伴う基金へ

の積み立てでありまして、警察費の618万円余の減額と教育費の5,791万円余の増額は、それぞれの部局での退職手当の確定に伴うものであります。最後に、公債費の9,027万円余の減額につきましては、証券形式での県債発行経費の執行残となっております。

私からは以上であります。

**○吉本税務課長** 委員会資料の3ページでございます。報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。内容は、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告でございます。

1の改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布されまして、不動産取得税及び自動車税に係る特例措置が延長されたことに伴いまして、改正を行ったものでございます。専決処分といたしました理由ですが、24年3月31日の地方税法改正によりまして、直ちに県税条例の関連規定を改正する必要があるまして、やむを得ず専決処分をしたものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、まず、  
(1) 不動産取得税関係でございます。①ですが、住宅及び土地の取得に係る税率を3%とする特例措置の適用期限を、3年間延長しまして平成27年3月31日までとするものでございます。②でございますが、新築住宅の特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置要件につきまして、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を3年以内とする特例措置の適用期限を、2年間延長いたしましたして平成26年3月31日までとするものでございます。

次に、(2)の自動車税関係でございますが、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減いたしまして、新

車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を重くする特例措置——いわゆる「自動車税のグリーン化」と言っておりますが——を軽減対象及び重課対象の見直しを行った上で、2年間延長するものでございます。

内容につきましては、①ですが、重課とあります。平成24年度及び平成25年度に新車新規登録から、下の四角の枠内に記載しておりますように、ディーゼル車は11年、ガソリン車は13年を経過した自動車につきましては、経過した翌年度以降の税率におおむね10%を加算するものでございます。次に、②の軽減の分ですが、平成24年度及び平成25年度に新車新規登録された下の枠内に記載しております自動車——例えば電気自動車、プラグインハイブリッド自動車ですが——これにつきましては、登録された翌年度分の自動車税に限り、税率をおおむね50%または25%軽減するものでございます。なお、星印が4つある自動車がございますが、これは、枠の下に米印で記載しておりますけれども、排出ガス基準の軽減達成をあらわしてございまして、通常、自動車の後部にステッカーが張られているんですけども、そのマークでございます。

(3)ですが、その他所要の改正として、地方税法及び地方税法施行規則の改正に伴う引用条項の修正等、法制上必要な改正をしております。

3の施行期日ですが、平成24年4月1日より施行としております。

説明は以上でございます。

**○黒木委員長** 執行部の説明が終わりましたが、何か質疑はありませんか。

**○鳥飼委員** 専決処分のことで税務課長にお尋ねいたします。わかっておればということなん

ですが、改正の内容の不動産取得税関係と自動車税関係で、これまで2年間でしたか、取り組みをやってきて、そして、それをあと2年間とか3年間延長しますということですね。ですから、実績がこれまでであるということになると思うんですけども、宮崎県税収入にかかわる影響がわかっておれば御説明をいただきたいと思えます。

○吉本税務課長 不動産取得税の本来税率の4%から3%なんですけど、これは、実額を一件一件算出するのが困難ですので推計になりますけれども、1%減額ということで、土地が2億3,000万円ほどの減、住宅が1億2,000万円ほどの減というふうに推計しております。

それから、グリーン化の影響なんですけど、ちょうど24年度の自動車税が課税されまして、これの実績でいきますと、重課、いわゆる10%課税分の増収が約2億6,000万円でございます。それから、軽課の分ですが、50%減額分になりますが、これが約3億円の減額でございます。この制度設計といたしましては、税収中立ということで、重課の分と軽課の分とを合わせるとプラス・マイナス・ゼロという制度設計になっておりますが、最近の自動車の技術革新と申しますか、売れ筋がエコカーになっておりまして、軽課のほうが増えてきているという状況でございます。以上でございます。

○鳥飼委員 取得税関係の土地が2.3億減で、住宅1.2億減と言われましたね。不動産取得税関係では減額。自動車税関係では重課の分で2.6億増収で、軽課の分が3億減収ですから4,000万減。合わせて4億ぐらい減収になっているということですね。そうすると、交付税で措置しますとか、何かそういう手だてというのは国から示されているんでしょうか。何かあるんでしょうか。

○吉本税務課長 交付税につきましては、通常どおりでございます。減額分については特に措置されているというふうではないと思っております。

○福田財政課長 これは国の法律、いわゆる地方税法による減額分ですので、国の政策によって減額された分につきましては、地方交付税の基準財政収入額から差し引かれますので、そういう意味では地方交付税で措置がされているということになるかと思えます。

○鳥飼委員 どの程度措置されていると思っておりますか。

○福田財政課長 大体75%程度措置されているというふうに思っております。

○鳥飼委員 そうすると4億減収ですから、2億8,000万ぐらいは補てんされているんじゃないかという理屈ですね。しかし、理屈どおりには来ていないんじゃないかと。財政課長は総務省出身でありますけれども、余り信用していないんですね。それはそれでいいとして、實際上、交付税で措置しますといっても、なかなか担保されていないんじゃないかなというのがあるわけで、理屈としては財政課長の言うとおりでらうと思うんですけども、地方の実感とすれば「ちょっと待てよ」というのが実感だと思います。そういう実感を財政課長はぜひ学んでいただきたいと思えます。

○黒木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、次に、報告事項に関する説明をお願いします。

○大坪危機管理局次長 それでは、宮崎県国民保護計画の変更について御報告いたします。これは、法律の規定に基づきまして議会へ報告す

ることとされているものでありまして、白い表紙の報告書のほうに詳細を記載しておりますが、本日、時間の関係もございますので、説明は委員会資料でさせていただきます。委員会資料の4ページをごらんください。

今回の変更につきましては、1の概要にありますように、統計データや組織改正等による軽微なものでありまして、実質的な内容の変更を伴うものではございません。具体的には、(1)にありますように、県の人口の変化や交通インフラの整備状況等により時点修正を行ったもの、さらには、(2)にありますように、組織改正に伴って該当箇所を修正したものなどです。

なお、2の計画の変更日につきましては、本年3月14日としておりますが、これは、その前の2月16日に宮崎県国民保護協議会を開催しまして、そこで変更の報告を行いました。そして、その後、事務手続が完了した日をもって変更日としたものでございます。以上でございます。

**○黒木委員長** 説明が終了しました。報告事項について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○黒木委員長** ないようでしたら、次に、その他報告事項に関する説明をお願いします。

**○片寄行政経営課長** 平成23年度における行財政改革の取り組み状況について御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の5ページになります。これと、別冊としまして、平成23年度における行財政改革の取り組み状況、2つの資料をお配りしてございます。説明は両方の資料を用いて行います。

まず最初に、別冊資料の表紙をめくっていただきまして、1ページをごらんください。本県の行財政改革につきましては、昨年6月に策定

した「みやざき行財政改革プラン」に基づき取り組んでおりまして、ここではその概要をまとめております。まず、基本理念であります。県総合計画の基本目標を支える持続可能な行財政基盤の確立を目指しております。次に、推進期間につきましては、平成23年度から26年度までの4年間。推進体制につきましては、知事を本部長とする行財政改革推進本部を中心に全庁体制で取り組んでおりまして、毎年度、その進捗状況を公表することとしております。

このプランでは、資料にありますとおり、効果的・効率的な行政基盤の確立、県民目線による行政サービスの提供、持続可能な財政基盤の確立という3つの視点に基づき、各種取り組みを進めることとしております。

恐れ入りますが、別冊資料の最後のページ、14ページをお願いいたします。プランにおきましては、ここに掲げる26の項目につきまして、それぞれ具体的な数値目標を定めております。基本的には、平成22年度を基準年度、平成26年度を目標年度としておりまして、一番右側が、プランに基づく改革の取り組み1年目に当たる平成23年度における進捗状況となっております。

それでは、早速、具体的な取り組み状況について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、常任委員会資料の5ページのほうにお戻りいただきたいと思います。この資料は、先ほど説明しました別冊資料の概要版となっております。

まず、改革の視点1、効果的・効率的な行政基盤の確立であります。

(1)の効率的で質の高い行政基盤の整備につきましては、組織の簡素効率化と少数精鋭による組織運営を図るため、下の黒ぼつにありますような視点に基づき、組織の見直しを行って

おります。次に、口蹄疫や東日本大震災の発生を教訓に、「宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）」の素案を作成しております。適正な定員管理につきましては、スクラップ・アンド・ビルドの観点から見直しを行い、本年4月1日現在の知事部局等における職員数は、対前年比61人減の3,795人となっております。また、知事と部局長とのフリートーキングや部局長メッセージの発信、本庁職員家族運動会など、風通しのよい職場環境の醸成に努めたほか、復職コーディネーターの配置など、メンタルヘルス対策を実施したところであります。

次に、(2)の公正で透明性の高い県政運営につきましては、まず、コンプライアンス意識の徹底を図るため、全所属に配置したコンプライアンスリーダーに対する研修を実施するとともに、コンプライアンスリーダーを中心として、各所属で定期的な点検や研修を実施しております。公共工事につきましては、公正性、透明性、競争性の高い入札・契約制度の運用に努めたほか、予定価格事後公表の全面導入、入札参加資格等の見直しを実施しております。

6ページをお願いいたします。(3)の適正で成果重視の県政運営につきましては、県総合計画に基づく取り組みについて、内部評価や外部評価委員による評価を行い、その結果を公表しておりますとともに、公共3部の事業を対象に公共事業評価を実施しております。次に、適正な会計事務や物品調達等を行うため、各種研修や出先機関の事務指導・検査を実施しております。準公金等につきましては、準公金等ごとに出納責任者を定め、毎月、金銭出納簿と通帳を照合するなど、適正な管理を徹底しております。職員の法務能力の向上につきましては、研修会や講演会を実施してございます。

次に、公営企業経営の健全化を図るための取り組みについてであります。まず、企業局におきましては、電気事業における建設改良積立金の積み増し、工業用水道事業における有利子負債の削減、地域振興事業における累積欠損金の解消を図るなど、経営体制の強化を図っております。病院局におきましては、中期経営計画に基づく経営改革に取り組んでおりまして、平成23年度の収支は、中期計画の目標値を達成できる見込みとなっております。また、医師確保に向け、臨床研修医の確保に取り組むとともに、院内保育の充実など、職員が働きやすい勤務環境の整備を実施しております。

公社等の改革につきましては、公社等改革指針に基づき、県職員の派遣減や県財政支出の削減等の見直しを行ったほか、宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づく経営評価等の内容について、県議会に報告を行ったところであります。

次に、(4)の市町村との連携につきましては、市町村から37名の職員を受け入れ、県からは、中山間地域への人的支援の2名を含め計25名の職員を派遣しております。また、行政全般や個別テーマを設けて意見交換を行う「チーム市町村課」を9市町村に派遣しております。次に、知事と市町村長が県政の重要課題について協議を行う「宮崎県・市町村連携推進会議」や、ブロック別の「円卓トーク」を開催しております。

7ページをお願いいたします。次に、改革の視点2の県民目線による行政サービスの提供であります。

まず、(1)の県民への情報発信、県民ニーズの的確な把握と県政への反映につきましては、県ホームページにおきまして、利便性の向上や内容の充実を図ったほか、ツイッターやブログ、

ユーチューブなど、ソーシャルメディアを活用した情報発信を実施しております。また、「県民の声」や知事が県民と直接意見交換を行う「知事とのふれあいフォーラム」等を実施しております。

次に、(2)の県民等との連携・協働につきましては、NPOほか多様な主体との協働を推進するため、県の事業で97件の協働事業を実施しております。また、ボランティア体験プログラムの開発など、県民のボランティア活動の促進に努めております。次に、本年4月1日に開校した県立延岡しろやま支援学校におきまして、本県の公立学校の管理職として初めて民間出身の副校長を任用しております。公の施設につきましては、指定管理者制度の導入拡大の検討を行いまして、今年度から新たに県営住宅53施設への導入が図られております。また、県民や企業等に対する県条例等に基づく各種制度につきましまして、黒ぼつにありますがような規制の緩和を図っております。

次に、(3)県民サービス・利便性の向上につきましては、「ヤングJOBサポートみやざき」の窓口相談曜日の拡大や、県立農業大学校の研修センターにおける宿泊施設利用条件の緩和など、施設等の利便性の向上を図っております。次に、育英資金の借用に係る提出書類の簡素化など、行政手続の簡素効率化を図っております。また、火薬類の製造の許可に関する事務など、新たに3法令171の事務につきましまして、市町村への権限移譲を行っております。

8ページをお願いいたします。最後に、改革の視点3の持続可能な財政基盤の確立であります。長引く景気低迷により税収等が伸び悩む中、社会保障関係費の増大等によりまして県財政は依然として厳しい状況にありますことから、「第

三期財政改革推進計画」を策定し、引き続き財政改革の取り組みを進めているところであります。

まず、平成24年度当初予算編成における財政改革の取り組みであります。中期財政見通し時点で見込まれた251億円の収支不足額につきましては、黒ぼつにありますように、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し等を進めまして、184億円まで圧縮を図ったところであります。このような取り組みにより、平成24年度末の県債残高につきましては、1兆519億円の見込みとなり、臨時財政対策債及び口蹄疫対策転貸債等を除く実質的な県債残高につきましては、6,000億を切って5,992億円まで減少する見込みとなったところであります。しかしながら、収支不足額に対応するため、184億円の基金取り崩しを余儀なくされ、平成24年度末の基金残高につきましては、309億円にまで減少する見込みとなっております。このため、引き続き、執行段階での経費節約などを積極的に進め、一定の基金残高の確保を図る必要があると考えております。また、ゼロ予算施策につきましては、県民サービスの向上に資する施策を積極的に推進するとともに、不適正な事務処理に関する再発防止策につきましても、物品調達システム面等での対策を引き続き推進しております。

最後に、その他の取り組みとして、平成23年度における主な取り組み例であります。歳入確保に関しましては、未利用財産の売却の推進や、個人住民税の特別徴収の適正化に努めているところであります。歳出見直しに関しましては、県管理の土木施設の長寿命化等に取り組んでいるところであります。

説明は以上でございます。

○鈴木市町村課長 それでは、お手元の常任委員会資料の9ページをお開きいただきたいと思っております。まず、議案第2号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部改正」につきまして、当委員会資料によりまして御報告いたします。

事務処理の特例に関する条例につきましては、それぞれの関係する委員会に分割付託して審議をお願いしておりますので、私のほうからは全体の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、1の改正理由についてでございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第2次一括法」が施行されまして、先ほど、消防保安課から説明がございました「ガス事業法」に係る事務など3つの事務につきまして、関係する政省令が、ことしの2月から3月にかけて改正されたことから、事務及び対象市を削除する所要の改正をお願いしているものでございます。

次の2の施行日につきましては、既に4月1日より県から中核市や市に権限移譲されておりますので、公布の日としております。

10ページをお開きいただきたいと存じます。事務処理の特例に関する条例に係る本県の移譲事務数の推移等につきまして、参考として取りまとめておりますけれども、1の移譲事務数の推移をごらんいただきますと、平成24年4月現在で87法令、1,263事務を市町村に移譲しているところでございます。詳細な説明は省略いたしますけれども、この業務につきまして、今年度から当課が所管することになりまして、今後とも、住民に身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村で担うことを基本といたし

まして、基礎自治体への権限移譲を推進してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、常任委員会資料の11ページをお開きいただきたいと存じます。市町村合併についてでございます。

市町村合併につきましては、昨年度の2月議会におきまして、「合併効果の検証を踏まえ、合併市町の一体的な振興が図られるよう確実な支援を行うこと」との要望がなされております。さらに、先月5月には、当委員会みずから、都城市、三股町、美郷町や関係商工会等を視察され、関係者等の皆さんと意見交換を実施していただいたところでございます。このため、本日は、合併市町等に対する今後の対応策等について御説明いたしたいと思っております。

まず、合併による市町村数の変遷を1に記載しております。平成12年4月と比較しまして、現在、全国で1,510減少し、1,719団体。また、本県におきましても、18減少し、26団体になったところでございます。

合併に至った背景等を2に記載しておりますけれども、まず、地方分権の受け皿となる基礎自治体の強化が必要であったこと、通勤、通学、買い物などの日常生活圏が拡大したこと、経済成長の低下に伴いまして財政状況の悪化、さらに、人口減少時代の到来、少子高齢化などに係る社会保障関係費の増大などによりまして、より効率的な行財政運営が必要であったことなどが挙げられております。

次に、合併の効果といたしまして、3に記載しておりますけれども、窓口サービスの充実などによりまして住民の利便性が向上したこと、単独ではなかなか困難でございました専任組織の設置でございますとか、専門職員の配置が可



能になり、住民サービスの高度化・多様化に対応できるようになったこと、都市周辺部の下水道・道路等の整備などによりまして基盤整備が促進されたこと、また、行財政の効率化が図られたことなどが挙げられております。

その一方で、4に記載しておりますように、合併を選択した旧町村におきまして、中心部との地域格差が進んでいるのではないかといった声とか、地域の歴史や文化に対する愛着、地域の連帯感の希薄化が進みつつあるのではないかという意見、さらに支所機能の縮小に伴いまして、従前と比べましてきめ細やかな行政サービスの提供ができにくくなっているのではないかというような指摘もあるところでございます。

このため、今後の対応策について5に記載しておりますけれども、本県には、人口約40万人の宮崎市から約1,200人の西米良村まで、規模や立地条件など多様な自治体が存在しているところでございます。合併を選択した旧町村からは、「合併の恩恵が実感できない」といった声とか、合併をしなかった団体、特に中山間地域の町村においても、周辺集落の機能の低下等によりまして将来に対する不安が高まっているという声も聞いております。

このようなことから、市町村課としましては、合併をしまして約5年余を経過していること、また、今後、本格的な人口減少社会が到来するということなどから、(1)から(3)に記載しておりますとおり、地域の実情をきめ細やかに把握するために、市町村や自治会などの地域団体等へのアンケート調査や聞き取りを実施しまして、この調査等の結果に基づき、合併が地域にどのような影響を与え、住民生活に変化が生じたかなどを分析しまして、今後のまちづくりや課題解決に向けて整理をいたしてまいります。

また、あわせて、合併しなかった小規模自治体を含め、今後の地域づくりの主体としての基礎自治体のあり方等につきましても整理していくこととしております。

なお、これらの状況につきましては、適宜、今後、当委員会におきまして御報告してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

**○大坪危機管理局次長** それでは、資料の12ページをごらんください。本日、2点御報告しますが、まず1点目、宮崎県における竜巻・津波対策についてでございます。

まず、1番目の竜巻対策についてですが、(1)にありますように、本県の発生状況ですけれども、最近のデータを見ますと全国で第3位ということで、全国的に見ましても非常に多発する地域ということでございます。特に、平成18年の台風13号における竜巻では、延岡市で3名の方が亡くなるなど、大きな被害が発生したところでございます。

その後、(2)の①にありますように、「竜巻注意情報」なるものが平成20年から発表されるようになりましたので、県では、県民への情報提供ですとか、市町村への伝達に努めております。ただ、注意情報が出ましても、実際に発生する確率が非常に低いということもありまして、本年の5月時点で調査しましたところ、住民への情報伝達を行っていたのは延岡市とえびの市のみでありました。また、②ですが、県民向けには、ホームページや出前講座等を通しまして、竜巻が発生しやすい気象状況や、万一発生した場合の対応等について普及啓発を行っております。本日は、ホームページに掲載している資料を別冊として添付いたしておりますので、ま

た後ほどごらんいただければと存じます。

そのような中ですが、去る5月6日に茨城県等で大きな竜巻が発生しましたので、(3)の①にありますように、市町村に対しまして、住民への情報伝達等を改めて要請したところであります。ただ、先ほども申しましたように、実際に発生する的中率というのが大変低いということで、今後の情報伝達のあり方についてはいろいろと検討する必要があるかと考えております。また、②にありますように、県民への普及啓発につきましても、県庁ホームページのトップページのほうに掲載しまして見やすくしましたほか、今後もさまざまな機会をとらえまして対応していくことにいたしております。

それから、右のほうの13ページになりますが、2番目の津波対策でございます。

まず、(1)地震・津波の想定見直しの現状ですが、資料をめくっていただいて14ページに「想定見直しの流れ」という表をつけておりますが、南海トラフの地震、日向灘の地震、それぞれの大規模地震につきまして、昨年度から作業を行っているところでございます。このうち、上段のほうの南海トラフの地震、これは、東海地震、東南海地震、南海地震、日向灘地震、4つの地震が連動して発生するというものでございますが、内閣府を中心に検討が行われておりまして、去る3月31日に中間報告なるものが出されております。その結果につきまして15ページのほうに掲載しておりますが、15ページの表を見ていただきますと、本県の沿岸部におきましては、最大で最悪の条件下ということになりますけれども、高いところで10メートルから15メートル程度の津波が想定されたところであります。

もう一回14ページのほうに戻りますけれども、今後の予定ということになります、内閣府の

ほうでは、早ければ6月中にも最終結果を示したいということで説明を聞いておりますので、県としましては、それを受けて具体的な地震・津波シミュレーションを行いまして、下のほうにあります日向灘地震の結果とともに、後ほど国土交通大臣に報告をした上で、被害想定や減災計画を取りまとめまして、その対策を本県の地域防災計画の中に盛り込んでいく予定にいたしております。

もう一回13ページのほうに戻っていただけますでしょうか。(2)のこれまでの対応状況であります、①の避難対策につきましては、沿岸の市町村におきまして、避難場所の再点検ですとか、海拔表示を行うとともに、②の地域防災力の強化や、③住民への情報伝達の拡充、④住民への啓発・訓練、⑤民間との災害時応援協定の締結などを進めてきたところであります。

そして、(3)今後の対応につきましては、新たな被害想定を受けまして、①地域防災計画における地震・津波対策の見直しを行いますとともに、②大規模・広域的災害への対応としまして、東日本大震災でも教訓となりましたけれども、自衛隊や消防等を含めて、全国からのさまざまな支援が円滑に実施できるような後方支援拠点を含めた「受援体制」の問題ですとか、あるいは万一、県庁や総合庁舎等が被災して業務ができない場合の臨時的な施設や場所の確保といった「バックアップ体制」につきましても、検討してまいりたいと考えております。また、③ですが、内閣府が中心になりまして、今般、「南海トラフ巨大地震対策協議会」なる組織が設立されましたので、それへの参加を通じて、いろんな連携ですとか要望等も行っていきたいと考えております。

次に、資料の16ページをごらんいただけます

でしょうか。宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）の案についてでございます。全体の計画そのものは別冊で冊子のほうでお配りいたしますので、後ほどごらんいただきたいのですが、そのエッセンスのみ、表でまとめております。全部で5章から成っておりますが、第1章の策定の目的のところをごらんいただけますでしょうか。このBCPにつきましては、東日本大震災のような大規模災害でありますとか、あるいは深刻な感染症が発生したような際に、災害への対応や県民生活の安定確保等を図るために、本庁におきまして必要な業務の継続や早期の再開ができるための方策等を定めたものでございます。

第2章のほうで大規模な災害等のシミュレーションを行いまして、その想定をもとに、第3章で事前に備えておくべきことを列挙いたしました。特に、大規模な災害に対しましては、円滑な初動対応ができるための具体的な備えですとか、新たな防災拠点施設整備の必要性等について言及しているところであります。

また、第4章では、実際に非常事態が発生した際にいかに円滑に業務運営を行っていくかという観点で、庁内におけるルールづくりや体制づくりを行いまして、②にありますように、全庁的に通常業務を一時停止して、災害対策業務や非常時優先業務を遂行すること、さらには、万一、本庁舎が使用できない場合に、速やかに代替施設を選定して業務を行うこと等について定めております。

最後に、第5章では、BCPを的確に推進するための方策や、今後の展開としまして、県の出先機関におきまして「地域版BCP」を策定することや、市町村、企業等への啓発を行っていくこと等について記載しております。

なお、詳細な内容について、先ほども申しましたように、別冊として添付しておりますけれども、今後、具体的な実施要領を作成するなどしまして、来月にも正式に運用を開始したいと考えております。また、地域版のBCPにつきましては、本年度中の策定を目指して作業を進めることにしております。以上のようなことから、大規模な災害等に対しましても、でき得る限りの備えをしまいたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

**○厚山消防保安課長** それでは、西臼杵3町の消防常備化について御報告いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。1の現在の状況であります。現在、西臼杵3町は、消防本部や消防署を置かない、いわゆる消防非常備町村でありまして、火災や救急などの消防業務につきましては、消防団や役場職員等が対応しております。県内では、このほか、西米良村など4町村が消防非常備町村となっております。

次に、これまでの経緯ですが、西臼杵3町では、平成20年12月に3町による常備化検討組織を設置しまして、常備化に向けた検討が行われてきたところであります。本年5月には3町で覚書を締結し、常備化に関する基本的な事項についての合意が得られましたことから、本年6月にそれぞれの町議会におきまして常備化の取り組みについて説明がなされたところでございます。

次に、3の常備化の概要についてであります。組織は1消防本部1消防署を基本的な体制としまして、3町で一部事務組合などを設置して運営し、各町が経費を負担することとなっているところでございます。運用開始時期につきまして

は、平成27年4月1日を目標として、今後、早期に準備会を立ち上げまして、常備化の具体的な内容につきまして協議されるものと伺っております。

最後に、4の県の支援についてであります。現在の制度の中では、(1)にありますように、常備に向けた取り組みに対しまして、1団体当たり80万円を限度とした補助制度がございます。県といたしましては、今後とも、西臼杵3町の常備化の実現に向けて、適宜必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

消防保安課からは以上でございます。

**○黒木委員長** 執行部の説明が終わりましたが、その他の報告事項について質疑はありませんでしょうか。

**○鳥飼委員** 行財政改革についてお尋ねいたします。今度も4年計画ということなんですけれども、4年計画の中で去年つくった行財政改革プランを達成するというので、別冊で危機管理体制の強化とか、広報戦略室とかいろいろ書いてあるんですが、ここに次長やらおられて非常に恐縮なんですけれども、新しい計画に移るときに、人は今のところ達成して——達成し過ぎになっているんですけれども。こういう傾向が続くとすれば、例えばBCPも本当にやれるのかということが本会議で出ましたが、そういう意味では、兵隊といいますか、実働するところに振りかえていくようなことも検討していくべきじゃないかというふうに思うんですけれども。課長では答えられないかもしれませんが、そういう考え方ですね。亀田次長がおられるので、非常に聞きにくい話ではあるんですけれども、各部にそれぞれ次長なりがおられますし——大坪次長の場合は課長兼務ということでは実働のところですが——そういうところを今

度改定するときは要員に組み込んでいくというようなことを考えていって、実働するこちらにおられる皆さん方のところをふやすというか、振りかえていくようなことも考えていくべきじゃないかと思うんです。答えにくいでしょうから、聞くようにしてはいましたけれども、答えは結構です。

それで、お聞きしたいのは、26年度に3,800人にしますといったのが、既に3,795人と5人オーバーしているんですけども、非常に兼務の職員が多い。職員録を見ても、前に「兼務」がつくか、後ろに「兼務」がつくというようなことが多くて、本会議でも質問したんですが、保健所長のことでちょっと言いましたけれども、この現状はどういうふうになっているのかなと思うんです。人事課長のところで答えられなければ、またこの次にと思いますけれども、現状。これは人事課になると思うんです。

**○武田人事課長** ちょっと確認でございますけれども、現状といいますと、いわゆる今の実態がどうなっているかということでございましょうか。

**○鳥飼委員** そうです。

**○武田人事課長** 確かに、兼務で業務を兼ねるケースというのは多々あるかと思いますが。鳥飼委員のほうから、本会議の中で保健所長の話とか、いろいろございましたが、兼務をかける場合には、組織規模とか、業務のある程度の難易度とか、そういうものを考えながら、そして、職員も含めて検討はしているところでございまして、できるだけ欠員がないような形で対応したいと思っておりますし、また、どうしても任期途中、1年間の中で欠員が出たりする場合には、それなりに臨時職員とか非常勤職員等の対応で業務を遂行していきたいというふうに

考えております。

○鳥飼委員 今言っただろうというのはあれでしょうけれども、後日でも結構なんですけれども、兼務者の数は何人です、専務者の数は何人ですと。職員録はこのぐらいありますね。しかし、実際はその3分の2ぐらいじゃないかなというような感じもしているんです。そこら辺をまた教えていただければというふうに思います。

それと、臨時職員の話が出ましたので、これとはちょっと離れますけれども、東日本大震災で派遣をしている、長期派遣と短期派遣とあるんですけれども。長期の場合は人事課付にして職場に要員を確保しますということになっていますけれども、短期の場合があいまいになっているような感じがするんです。例えば2カ月とか4カ月とかあるでしょう。例えば、現場から行った場合、野菜の指導をしておいた農業改良普及員の人が行ったとしたら、そこはいなくなるわけです。だれかが補充すると。そのときに、少なくとも臨時職員でも補充をしていただければ、業務遂行には支障が少ないんじゃないかというのが出ていましたので、これは答えは要りませんが、お願いしておきます。

次ですが、5ページにあります公正で透明性の高い県政運営ということで、コンプライアンス意識の徹底ということが書いてあるんです。これまでもいろいろと議論をされてきましたけれども、そもそも論をしておきたいと思うんですけれども、何か不祥事があると「コンプライアンスの徹底を図ります」とか言うわけですね。総務部長が内規を出したりするわけですが、そもそもコンプライアンスとは何ぞやという理解が不十分なんではないかというふうに思うんですけれども、どういうふうに考えておら

れますか。

○武田人事課長 まず、コンプライアンスについては、これは横文字でわかりづらい部分はあるかもしれませんが、法令遵守ということで、職員に対するその意識の徹底を図っていかうということで取り組んでおります。これにつきましては、御存じのように、平成18年度に入札談合事件等が発覚いたしました。それからまた、19年度には不適正な事務処理等も発覚いたしました。そういう中で、職員の法令遵守に関する意識といいますか、そういうものをもう少し啓発していきましようということで、平成20年3月にコンプライアンス推進委員会を設置いたしまして、「行財政改革の取り組み」に書いておりますように、法令遵守なり服務関係について、職場等で研修を行ったり、また、その指導を行いますリーダー等の研修、そういうものを行っているところでございます。

○鳥飼委員 また別の場で議論はしたいと思うんですけれども、法令遵守ということが誤解というか、わかりにくい。コンプライアンスというのは、県庁の組織が、例えば人事課にしても行政経営課にしても、その組織として機能していくというか、そのことが大事なんです。そのことが担保されないコンプライアンスというのは意味がないわけです。例えば、福祉事務所であったりすると、生活保護の不正受給の話が出ましたけれども、困窮者を支援して、そしてまた自立をしてもらうという本来の目的から逸脱したような形でコンプライアンスが議論されても意味がないんです。この中でうたわれているのは単に法令遵守をしておけばいいんだというような意識になりがちだというふうに思うんですよ。また別の場でこのことはやりたいと思います。何を青臭いことを言っているのかと

いうふうにお思いかもしれませんが、非常にコンプライアンスというのは大事ですから、ぜひ、そういうふうなお受けとめをいただければというふうに思っています。

そういう意味で言えば、6ページに、適正で成果重視の県政運営で、③に「準公金等の会計事務の適正化」というのがありますね。「準公金等ごとに出納責任者を定め、毎月金銭出納簿と通帳を照合するなど適正な管理を徹底」ということで。この準公金というのはどういうものを指しているのか、確認のためにお尋ねします。

**○武田人事課長** まず、県庁内での予算執行等で支出されるお金については公金ということになります。例えば所属で事務局を持っておりまして、直接県の予算は伴いませんけれども、お金を預かって、それで運用する場合——例えば協議会とか、一定の何らかの任意の事務局を持ってお金を扱う場合、そういうお金を準公金と言っております。

**○鳥飼委員** それは許容されるだろうと思うんです。地域振興のための——市町村も入ったとか、民間団体も入ったものでやる。いわゆる純粋の公金ではないけれども、準公金になる。職場の親和会でも準公金としているわけですね。なぜ、こんなものを準公金と言えるのかどうか。もう答えはあれですけども、きのうですか、おとといですか、ファクスで誤送信があったと。そのこと自体は確かに問題でしょうけれども、本来、円滑に職場の機能を果たすためにということでああいうような親睦もあるわけで、そういうこともコンプライアンスのところに関係してくるわけなんです。ただ、このこと自体がけしからんということではなくて、土木事務所としての機能をどうやって果たすかということの一環だと思うんですね。そういう理解がコンプ

ライアンスというところには必要なんじゃないかと。親和会のお金とか互助会とか職場の親睦で使うお金は本当に私的なお金です。ですから、それに県が介入するというのは公私混同じゃないかというような感じもするわけです。これ以上言いませんけれども、お客さんが来たときにお茶を出すのが、職場の親和会で買ったお茶っ葉を使って出したら公私混同かと。細かく言えばそんなことにもなるわけで、そういうふうにはなりたくない。なったらいかんというふうに思っていますので、そういう意味でコンプライアンスというのをもう一回議論し直しをお願いしたいと思います。

次に、7ページに県民サービスの利便性の向上ということで、「ヤングJOBサポートみやぎ」の窓口相談曜日の拡大というのがあって、土日も始めましたというようなことで利便性が向上したということだろうと思うんですけども。所管ではないんですけども、「ヤングJOBサポートみやぎ」の現在の運用状況、どこがやっているのか、働いている職員の身分はどうなのかというのがわかれば。

**○片寄行政経営課長** 今、調べていますので、ちょっとお待ちください。

**○鳥飼委員** それは後で教えていただくとして、説明資料の8ページに「第三期財政改革推進計画」とあるわけですけども、そして、別冊もつくっていただいているわけですが、この中に、昨年つくった「みやぎ行財政改革プラン」の見直し目標額の内訳とか、基金残高の見込みとか、必要な資料というのを別冊のほうに入れておくべきではないかというふうに思うんです。でない、私たちも忘れますし、皆さん方も忘れて、担当のところだけがかわってもわかっているということでは困ると思いますので、そこ

はもう申し上げませんが、ぜひ、別冊を読めば去年の計画のときからこうなっているんだというのがわかるような資料をつくっていただきたいというふうに思っています。

そこで、再確認なんですけれども、別冊の11ページに持続可能な財政基盤の確立というところがあります。第三期財政改革推進計画の取り組み状況が書いてあるんですけれども、参考というところで表がありますね。23年度末、24年度末で県債残高、関係2基金残高というのが書いてあるんですけれども、これを読んでもなかなかわからないんですね。ちょっと確認したいんですけれども、県債残高のところ「目標」というのは、去年つくった計画の目標だろうと思うんですけれども、「実績」というのは、ことしの実績ということですね。24年度末の実績ということになると思うんですけれども、じゃ、24年度末は出ているんですかということなんです。恐らくこれは見込みだろうなど。私は勝手に別冊のほうに「見込み」と書いたんですけれども、その確認をしておきたいと思います。

**○福田財政課長** 御指摘のとおり、少しわかりにくい内容になっております。表の下の米印のところそこにそのところが書いてございまして、実績については2月補正後における年度末残高見込み、つまり、23年度末とある部分については、2月補正後の数字が入っております。それから、括弧書きのところ、平成24年度は当初予算編成時点の額ということですので、24年度末といいますのは、あくまでも当初予算を編成した時点で、このままいけば24年度末実績としてこれだけになるであろうということです。そういう意味では正確には実績ではないという御指摘はそのとおりだと思います。

**○鳥飼委員** 資料も別冊も非常にわかりにくい

です。僕らが読んだときに、去年の計画からこうなっているんだな、今は県の財政はこうなっているんだなというのがわかるようなのをぜひつくっていただきたいと思うし、わからんところがありますので、また後で教えていただきたいと思います。

**○片寄行政経営課長** 先ほど、「ヤングJOBサポートみやぎ」についての御質問がございました。これは、御案内のとおり、労働政策課の地域雇用対策室のほうでやっている事業でございまして、40歳未満の方を対象に就職の相談や面接指導等を行っているというところで、ヤングJOBサポートみやぎというオフィスを宮崎と延岡——延岡のほうは「サテライト」になりますけれども、これをしていまして、今回の御報告した中身は、宮崎のほうを、従来は月曜日から金曜日までやっておりましたのを土曜日もやるようにしたという中身になっております。また、これ以外に、都城、日向、日南、小林で出張相談とかもやっております。

先ほど、委員御質問の勤務体制等については、今、詳しい資料がございませんので、また資料のほうはお届けさせていただきたいと思います。以上でございます。

**○鳥飼委員** 済みません。行政経営課外のところでお聞きましたけれども、なぜ、こんなことを聞いたかということ、県民サービスの利便性は向上していますと。確かに利便性は向上したと思うんですけれども、じゃ、「ヤングJOBサポートみやぎ」は何をするのかといたら、職業といいますか、新たな職を開発する、その相談に乗るというところですね。ところが、相談に乗っている人の身分がなかなか改善をされないという、同じような身分だということなんです。そこまで突っ込んだのでないと本当の改革

と言えないんじゃないかなということでお尋ねしました。行政経営課にはちょっと嫌らしい質問だったかもしれませんが、ぜひ、そういうところも含めた改革をお願いしたいと思っています。

もう一つ。もう長くなりますので終わりたいと思いますが、次に、平成の市町村合併についてということで、これは質問ということより、ようやくというか、こういう検証をやってくれるようになったなということに感謝したいと思います。3年ぐらい前からこの場でも本会議でも言ってきたんですけども、市町村合併というのが行われてきて、じゃ、どうなっているのかということで僕らは非常に心配しています。私は宮崎に住んでいるわけですから、ほとんど考えないんですね。ところが合併をされる側というのは必死のことなんです。例えば、宮崎だったら佐土原、高岡、清武、田野ですね。入郷でも都城でもそうなんですけれども、そういう意味で今回の合併というものがどういうものであったのかというのをしっかり検証していただきたいということで、課長に大いに期待しておりますので、この調査といいますか、これをよろしくお願ひしたいと思います。

**○鈴木市町村課長** 委員のおっしゃったとおり、合併をされた当該町村——市になっているんですけども——は、それぞれ一生懸命取り組んでいらっしゃることは取り組んでいらっしゃいます。そうしたことが實際上滑りじゃなくて、どういう形で一体感があるのかどうかというのを再度、この時点でアンケートとかいろんな対話集会をやりながら検証し、今後につながるような施策が打てればいいなというぐらい思っておりますので、また今後とも御指導いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

**○有岡委員** 幾つかお尋ねしたいと思うんですが、「常在危機への備えとして」という別冊でいただいている分ですが。昨年の東北の震災を受けまして、情報システムで、データセンターについて別の場所に予備機能を持たせておく必要があるという表現があるんですが、実際に県のデータまたは県内市町村のデータの予備機能を持たせるような取り組みというのが今行われているんだらうかと思いましたが、お尋ねいたします。

**○大坪危機管理局次長** 市町村のデータまで詳細に把握はしていないんですが、県の重要なデータにつきましては、現在、民間のデータセンターのほうにそのデータがバックアップされております。ただ、こんなふうな大災害になりますと、果たしてその民間の1カ所だけでいいのかどうかという問題がありますので、それについてもさらなる予備のバックアップについて検討すべきだということで、こんなふうな整理をしたところでございます。

**○有岡委員** ぜひ市町村も含めて、今後のデータの管理というものをお願ひしたいと思っております。

資料の14ページになりますけれども、「宮崎県防災・防犯情報メールサービス」ということで、全職員加入というような目標を立てていらっしゃいますが、現状はいかがでしょうか。

**○大坪危機管理局次長** 残念ながら全員が入っているという状況ではございませんで、今、県内でたしか2万数千人が入っていらっしゃるというレベルでございます。キャパとしては10万人ぐらい入っても大丈夫なようなシステム構築にしていますので、これは県職員もあわせてですけども、さらなるその啓発を図っていきたいと考えております。



○有岡委員 どうもありがとうございます。

次に、消防保安課のほうにお尋ねしたいと思いますが、西臼杵3町の常備化ということで大変期待されている部分ですが、それとあわせて、先日、美郷町のほうに伺いまして、職員等の負担が大きいというお話を伺いましたが、美郷町を含めた1町3村ですか、こういった常備化に向けての取り組みはいかがなものでしょうか。

○厚山消防保安課長 その他の非常備町村の状況でございますけれども、県下では7町村ということでございますが、西臼杵を除きました4町村につきましては、まず、美郷町につきましては、お伺いしておるところでは、23年当初、美郷町のほうから日向市のほうに事務委託ということで協議の申し出があったということでございますけれども、その後、昨年12月、美郷町のほうで財政状況等々シミュレーションしたところ、財政状況等に不安などがあるというようなこと等々によりまして、日向市への事務委託を断念したというふうに聞いております。

あとの椎葉、諸塚、西米良につきましては、今のところ、具体的な動きというのは聞いていないところでございます。

○有岡委員 西臼杵に次いで必要のある部分ですし、市町村課にも関連するんですが、基礎自治体として常備の消防施設があるというのは一つの目標だと思いますので、ぜひ、進めていただけたらと思っております。

「平成23年度における行財政改革の取組状況について」の12ページにあるんですけれども、未利用財産の売却とかオークション云々ということもございます。その下のほうに、「県有建物長寿命化指針」というのを23年度に策定されているようですが、こういった社会資本を含めた

県有財産のストック、こういったものを整理していらっしゃるだろうと思うんですが、現状はいかがでしょうか。かなり建物なり、県土整備部等の管理していらっしゃる橋梁等の話もあると思いますが、まずは県の財産のストックというんでしょうか、整備する施設の量、そういったものを把握していらっしゃるでしょうか。

○片寄行政経営課長 ここでは特に建物関係で指針というのを記載してございます。これは、県土整備部のほうでやっております、申しわけございませんが細かい数値は把握しておりませんが、この考え方としまして、これは平成22年度末時点で、築後30年を経過した建物の割合が39.9%、これが5年後の28年度には50.1%になってくる。また、橋梁のほうは、建設後50年の橋梁が、全体に占める割合で21年4月時点で8%が、20年後の平成41年の時点では全体の54%になると。急速に公共の建物とか橋梁とかが老朽化してくる。今後のコストを考えますと、早目早目というんでしょうか、きっちり計画的な維持・修繕をやっていくことが、トータルとしてコストの削減につながっていくという考え方で、そういうふうなきめ細やかな維持・修繕を計画的にしながら、結果として建物とか橋梁の長寿命化に取り組んでいこうというところでございます。以上でございます。

○有岡委員 これは一般質問でもした内容だったものですからお尋ねしているんですが、先ほど申しました、利用していない財産の売却とかいう議論の中、例えば古い施設については処分していくんだとか、そういったことも判断して負担を減らしていくということも考えないといけない時期に来ているとは思いますが、そのような売却していこうとかいう動きが——今の時点で計画はあるんでしょうか。もし、数

字がわかれば教えていただきたいと思います。

**○柳田総務課長** 未利用財産の売却ということですが、これにつきましては、庁内に公有財産の調整委員会というのを設けておきまして、各部局でそれぞれ廃止したりしたものについて挙げていただいて、それについてその後活用する予定があるかどうかを各部局にまずお聞きします。それで、ないということがございますと、調整委員会の中で「処分」という方針を出します。それを受けまして、土地建物については処分をしているところがございます。例えばということで申し上げますと、23年度につきましては、売却の実績としまして53件、ちょっと去年は多かったんですけども、これで11億ほど売却しているというようなことがございます。未利用地につきましては、それぞれ出てきました段階で、今申し上げたような方針を出しまして処分をしているという状況でございます。

**○有岡委員** 委員長、質問の内容が国民保護計画のほうにさかのぼってもよろしいでしょうか。前の案件だったものが私、おくれてしまっておりますが、よろしいでしょうか。

4ページになりますけれども、危機管理課の国民保護計画の内容ですが、「武力攻撃災害の復旧」というような表現もあるんですが、九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定とか、平成7年に協定を結んでいます災害時相互応援協定とかいろいろあるんですけども、現在、そういったものが大規模災害時に生きてくるような体制になっているのか、9県での協定の実態というんでしょうか、その現状を教えてください。国民保護計画の変更の中での、広くいいますと、これが宮崎から九州・山口9県にまたがっていくという判

断から教えていただきたいと思うんです。

**○大坪危機管理局次長** 自然災害にしても武力攻撃にしましても、受ける事象というのは似たものがございます。したがって、地域防災計画と宮崎県国民保護計画というのは十分に密接しながら策定して、対応しているところがございます。その中で、九州各県との連携、これは当然ながら、自然災害でも武力攻撃の場合でも十分留意しなくてはならない点でございます。特に、住民を避難させるとか、それを受け入れるとか、あるいはいろんな復旧事業なんかを支援していくとか、そういうさまざまな協力の中身がございますので、そこはしっかりと協定に基づいて連携しながら進めていくということになろうかと考えております。

**○有岡委員** どうもありがとうございます。ネットで調べましたら輪番制になっていまして、4～5年後には宮崎が事務局になったり、そういった流れになっているようですので、お願いしたいと思います。

最後にもう一点だけ税務関係で教えていただきたいと思いますが、3ページにございます自動車税の中のディーゼル車でしたら11年、ガソリン車でしたら13年を経過したものに加算される税がありまして、先ほど、2億6,000万ほどの税の増収を見込んでいるというお話でしたが、大変古い車ですので、実態としては減っていくわけですけども、こういったものが実際は廃棄して、ないと。ですから、不納欠損というようなことにもかなり影響してくる部分かなと思ったんですが、この実態はいかがなものでしょうか。かなり古い車に対する課税になっておりますが。

**○吉本税務課長** 今、自動車税の古い車というお話ですが、実際、重課をされております台数

というのが、23年度でございますけれども、全部で8万2,000台ほどあります。これらの車につきましては、ガソリン車、ディーゼル車両方合わせた数字なんですけれども、これを新たなエコカーにして環境を守っていくというのがこの制度の趣旨でございますので、4月1日時点で課税されておりますから、不納欠損とか、そういうものは関係ないのではないかなというふうに思っております。以上です。

○有岡委員 ありがとうございます。またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○宮原委員 平成23年度における行財政改革の取り組みについてというところで、別冊のほうでは、平成24年4月1日で職員数は3,795人ということなんです、これが平成27年4月1日ということになると、同じぐらいの数字で3,800を目標にしているということになりますが、25年、26年は職員というのは減らす方向なんではないか。ここが頭打ちというか、これが限界だという状況なんではないか。

○片寄行政経営課長 職員数につきましては、一生懸命削減に取り組んできました、現時点でこういう数字になってございます。ただ、行政需要というのが、新しいニーズも出てきますし、現在の段階でまだ県民のニーズに対応できていない部分とかも当然ございます。そういったところにきっちり対応できるような組織を求めていかなきゃいけないというふうに考えてございます。あわせて、私も4月の中旬から6月の頭まで、県内の各出先機関ほとんどのところを回って、いろんな出先機関の現場の声というのも聞いてまいりました。それで、今の体制というの、まだまだいろいろきめ細かく見直していかなきゃいけないところがあるというふうに認識してございます。現時点では、この3,800という

数字はほぼ達成しているわけでございますので、今後は、この計画期間内につきましては、この体制の中でより求められている成果が実現できるような組織のあり方というのを各部局と議論していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○宮原委員 ありがとうございます。たしか、前の計画で1,000人落とせばよかったところを1,133人落とされて、実績が上がりましたと言われるんだけど、職員の皆さんにそれだけ負担がかかっているということも考えますので、平成27年4月1日ということを目標にされるんだったら、そこまでに3,800という数字に軟着陸をさせればいいのかというふうに思うんですけども。前もってやってしまうと、この数字というのは、評価を受けるために3,750とかという数字が出ると、多分その部署にあられる方は、私は非常に頑張ったとなるんでしょうけれども、職員全体から見たときには非常に負担がかかっている。また、メンタル面でダウンされるような方がふえてしまうということになると元も子もなくなるのかなというふうに思ひますので、そのあたりは、中で十分検討していただいた上で適正な人員配置ということでない。正職員の数は減っても、今度は臨時職員というのが仮にどんどんふえてきているということであれば、何のためにやっているのかわからないような状況になると思ひますので、臨時職員がどうだということは聞きませんが、そのあたりも含めて十分検討をいただいた上で改革にしてほしいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

今度は7ページの県民目線による行政サービスというところで、県立延岡しろやま支援学校で民間出身の副校長先生を任用しましたと。要

は、広く県民目線によるということでの事業だというふうに思うんですけども、この先生の任期というのはどうなるんですか。そして、身分というのはどうなっていくんですか。わからなければ後でいいです。

**○亀田総務部次長（総務・職員担当）** 以前、教育委員会にいたということで、私のかすかな記憶でお答えしたいと思います。たしか、正規職員に採用したと思います。55歳か56歳で、民間というか、宮崎銀行にいらっしゃった方でしたが、我々と同じように60で定年になって、そこまで全力で頑張っていたかということだったような記憶があります。

**○宮原委員** 何で聞いたかという、そういう形で途中で採用はした。ところが3年、4年で投げ出すということではまたいかがなものかなというふうに思ったものですから、聞かせていただいたところでした。

続きまして、8ページで、県債残高というのが1兆519億円と。新聞等にも書いていただくものですから、県は1兆も借金があると言われるんですけども、実質的な借金となると6,000億ぐらいということになりますね。こういったものは、公表する場合には——県が当然、国の許可を得て借金しているということになるんでしょうけれども——実質は6,000億ですよというのが上に来るような報道の仕方というのはできないんですかね。

**○福田財政課長** まさにおっしゃるとおりでありまして、県債残高としては1兆を超えておるんですが、実質的な県債残高については6,000億程度ということでございます。我々も情報発信する際には、1兆円だけではなくて実質的な分の6,000億円についても必ずあわせてお伝えするようにはしておりますが、マスコミからすると

1兆円を超えているというほうがインパクトが大きいので、どうしてもそういう報道のされ方をしてしまうのかなという——感想ですけどもそういう気がしております。

**○宮原委員** マスコミがいいかげんな報道をしているというわけじゃないんでしょうけれども、取り方ですね。マスコミの方にすれば、1兆ですよという危機感を持つということになるんでしょうけれども。そのあたり、マスコミの方についてももう少し、できればこちら側から指導がある程度できるような状況でないと、完全に書かれっ放しというのは話にならないのかなというふうに思いますので、そのあたりについては——マスコミの方も来ていらっしゃるのかな——話をさせていただけるとありがたいなというふうに思います。

それと、基金残高についてですけども、この前、熊本がたしか数十億しかないというような話でしたね。鹿児島が180億ぐらいの基金残高だということだったようなんですけども、それからすると309億というのが大きいのか小さいのかということ、考え方によっては大きいし、考え方によっては、新幹線が通るのにいろんな負担もされたのにそれだけ残っているとはいえいい経営をされているのかなというふうにも思うんですけども、309億という金額は、熊本、鹿児島を除いた他県と比較したときにはどんな状況なんですか。別に細かい数字はいいんですよ。

**○福田財政課長** おっしゃるとおり、他県と比べた場合に、本県より少ないところもあれば当然多いところもあるという状況になっております。それぞれの財政状況にもよりますので、本県としては、財政改革推進計画に沿って、この基準をなるべく維持するような方向で持ってい

きたいというふうに考えております。

○宮原委員 今度は交付税とかそういった関係になったときに、基金残高がそこそこあるじゃないですかというのが交付税には何も影響してこないものですか。

○福田財政課長 交付税には影響してまいりませんので、そういう意味では、これが減ったほうが交付税がいっぱい来るとかいうメリットは特段ありません。

○宮原委員 もう一点、先ほど言えばよかったですけれども、臨時財政対策債と実質的な県債残高との比率は、全国で大体こんなものなんですか。約で言うと半々というような感じですね。

○福田財政課長 臨時財政対策債ですけれども、ここに書いてある1兆円と6,000億の差額がすべて臨財債というわけではありませんで、この中で口蹄疫対策のときにつくった転貸債がございますので、そういう意味では半分ということではなく、大体3割程度という状況になっておまして、他県と比べて特段多いとか少ないとかいうことはございません。

○宮原委員 ありがとうございます。

西臼杵3町の消防常備化についてというところで、長年常備化ができない状況で今回、平成27年には常備化になるということなんですけれども、人口的に言うと2万4,000～2万5,000人だというふうに思うんですけれども、ここでどれぐらいの職員が必要になってきて、そして年間でどれぐらいの経費がかかるということになるんでしょうか。

○厚山消防保安課長 その点につきましては、先ほど御説明したとおり、3町の関係者の話によりますと、早目に協議会を立ち上げまして、その中で体制も含めまして協議していくという

ような段階でございます。当然、職員数、施設の場合、財政等々、今後検討がされるという段階でございます。

○宮原委員 今後検討されるということですが、消防署というのは大体定数が決まっているようなんですけれども、どこの消防署も財政的な問題で、定数に満たない状況で運用されているようにお聞きするんですけれども、実際そんな状況なんですか。ある程度の定数が決められているようなふうに聞くんですけれども。

○厚山消防保安課長 消防力というお話かなと思うんですが、これにつきましては、消防庁の整備指針というのがございまして、例えば、署所の数とか消防ポンプの数とか、救急車、職員等々、ある程度の基準というものが算出されると。例えば、救急車でございますれば1台について3人、それを補正係数等々で割り出すというようなことでの基準というのはございすけれども、本県の場合は、基準についてはおおむねクリアしておるといような状況かと思ます。

○宮原委員 ありがとうございます。

○鳥飼委員 関連してですけれども、消防力の整備指針は、課長は来られたばかりでわからないかもしれませんが、全国で最低のほうですよ。消防職員も非常に少ない。ただ、消防機器については、補助金もあってそれなりに、90%程度までいっていると思うんですけれども、人については65%程度だったと思うんです。アバウトですけれども、かなり少ないんですよ。だから、ドクターヘリを飛ばしたときに、着陸とか、患者の搬送なり、受け入れとかいうことで消防職員が必要になりますね。水をまく場合もありますし、安全規制で近くの人を規制する

場合もある。ですから、消防職員の体制そのものが極めておけているということ——ぜひ、宮崎の現状をもう一回確認しておいていただきたいと思います。ドクターヘリの運航上にもかなりの課題があるというふうに思っていますので、そこはしっかりと押さえておいていただきたいと思います。

関連して、西臼杵3町の消防常備化は大変よかったですと思うんです。各局長以下、関係の消防本部の皆さん方の努力がやっと実ったなというので、これは本当に特筆といいますか、評価すべきことだというふうに思っています。問題は、今言われたように、経費と要員をどうするかということですね。救急車に3人、消防車も要るわけですから、少なくとも5人は要るわけですね。署長なり。24時間勤務ですから、警察も一緒なんですけれども、24時間の当直、そしてまた明けてというようなことですから、それに明ける人たちも要るので、少なくとも10人は要るわけですね。そのときの要員の人件費なりというのが出てきますので、まだ今から議論をされるということですが、ぜひ、相談に乗ってあげていただきたいというのが1つ。

スタートをするときには、ほかの消防局から応援をしてもらうというか、そのことが大事ではないかなと思うんですけれども、署長会議とか消防長会議とかあるだろうと思うんですけれども、議題としてこの西臼杵3町の常備化については議論されておられますか。

**○厚山消防保安課長** 消防常備化につきましては、先ほど説明したように、ここ何年かの重要な県政の課題ということで——消防力の整備ということで先ほど基準を申しましたけれども、確かに、本県の場合、重要な課題というふうに受けとめております。その中で西臼杵3町につ

きましても、私の聞いたところでは、延岡市消防本部等々からかなり協議をいただいたり、御支援もいただきながら、今までも話をしておったということございまして、残りの非常備町村につきましても、県内の大きな課題ということで、それぞれ各消防本部、消防団を含めまして認識をしておるというふうに私も思っております。そういった状況でございまして、体制につきましても、今後具体的にという話ですが、けれども、当然、地元からの要請等ございすれば、我々も積極的にそういった場に参画しながら、でき得る必要な支援、これには全力を挙げていきたいというふうに考えております。

**○鳥飼委員** そこをお願いしておきたいのは、ここに県の支援ということで1団体80万というのがあるんですね。ですから240万ですか。「これはあんまりじゃろうが」というような率直な私どもの気持ちがあるんです。もうちょっと何か考えていただきたいなということ。ここで答弁は要りませんが、かなり苦勞されているか、危機意識を持って立ち上げをされるわけですから、県がこれまで、つくってくださいよというようなことをお願いなり、要請なり、指導なりといいますか、そういうことをやってきたわけですから、それなりのことを立ち上げに当たってやっていただく、また、それなりの支援をしていただくということをお願いしておきたいと思います。

**○星原委員** 平成の市町村合併についてということで説明していただいたんですが。これまでの合併の状況とかいろんな検証なんかもされる中で——今現在、9市14町3村残って26市町村になっていますね。今後、残された14町3村、この辺の合併のあり方というのも一方でまた考えていらっしゃるんですか。それとも、今はこ

の数字で宮崎県としては進もうというふうな思いなんですか。どういうとらえ方をされていますか。

**○鈴木市町村課長** 合併、これは国の動きも、合併新法というのが昨年ですか、一応終了と。後、基本的に積極的な合併の支援はしないんだけれども、例えば、合併の障害を除去するようなものは持ち続けながらということで、国についても一段落と。そういう雰囲気は一つあります。本県についても、児湯地区であるとか、御承知のように、あのあたりが協議会を立ち上げるまでに至らなかったんですけども、各首長さんといろいろ意見交換をするんですけども、合併という雰囲気の醸成までにはなっていないということです。私どもは、合併自体はもういいということではないんだけれども、究極的に合併をしていって、財政的にある程度自治体を強くしていくというのが一つの大きな効果があるので、そういう方向で持っていくんだけれども、今のところ、そういう動きはないので、基本的には内部事務の共同化であるとか、定住自立圏の政策課題に基づいた協定であるとか、そういう地域の結びつきを高めていきながら将来的な地域経営をやっていくということで考えているところでございます。ですから、私どもとしては、合併、合併という声は一応横に置きつつ、そういう連携を密にした形で助言をしていくというような立場で考えております。

**○星原委員** 一応一段落したということでありますから、それはそれでいいとして、これまでの10年間とこれからの10年を見通したときに、国の財政もかなり厳しい状況でありますし、それぞれ県も市町村もそうなんですが。そういう流れの中で財政的な支援がちゃんと確保されていけば維持はできると思うんですが、これから

の10年間の中でそういう財政的な支援が本当にこれまでと同じような形の流れでいくものなのかどうか、ちょっと私、不安なんですけど、財政的な面から見ての考え方というのは何かあるんですか。

**○鈴木市町村課長** 委員おっしゃるとおり、これまでと今後10年間を予測しますと、人口減少というのが非常に大きな課題でございまして、そうしたときのシミュレーションも団体ごとに持っているんですけども、それあたりを見詰めますと、そもそも地方公共団体としてどうなのかという、非常に不安がございまして。一方、財政のほうも今回、消費税とかいろいろ不安がございまして、地方財政といいますが、本県は非常に財政力が脆弱ですので、今後、同じように地財が進むのかどうかということもあわせて私どもも非常に不安を持っていますし、当然、市町村もそこあたりは懸念しているということは同じような状況です。ですから、今後10年を同じようにずっと、過去過ごしたような形でやるんだというふうなことはなかなか厳しくなりますので、もう一回本気になって、そこあたりどういう形で、自治体をどうやって運営していくのか、経営していくのか——特にそこに住んでいらっしゃる住民が最低限どういう行政サービスを確保できるのかとかいうのを含めまして、今後、市町村に対していろんな形でアンケートをします。また一方、合併しない団体についても、今後10年、20年どうやっていくのかということをお互い意見交換しながら、いい形でできるような形でこの委員会にもお示ししたいと思っておりますので、今後1年間、しっかりそこあたりを踏まえてやっていきたいというふうに思っております。以上です。

**○星原委員** よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先ほど竜巻・津波対策ということで説明いただいて、津波対策のほうなんです、南海トラフの巨大地震ということで、4つが一緒に起きた場合のことをとらえながら、いろいろ今、対応されている、あるいは今後の対応の予定ということなんです、地震ですから、いつ起きるか想定されないわけですね。そうすると、ここに掲げてあるような対応状況、あるいは今後の対応の中を見て、対応していく中で、仮に津波でいえば10～15メートルというような想定をしたときに、どれだけの予算的なものとか、あるいはどういう対処の仕方をしていったらカバーできるのか。カバーできない場合には、津波が来る時間等を想定してどこにどういう形でという、言葉だけじゃなくて、実際いつ起きるかわからん、その中で対応の仕方を、今後、財政面あるいはいろんな施設をつくる、そういう面からの考え方としてどのように持っていこうとしているのか、説明いただくとありがたいんですが。

**○大坪危機管理局次長** 昨年の大震災を受けて、ああいうことが起こり得るかもしれないという前提で今、検討が進んでいるんですが、内閣府が発表しました先般の資料にもあるんですが、これは、次の南海トラフの地震がこんなふうに発生するということを具体的に予測したものではないです。ただ、事前の備えの一つとして今後の防災対策の強化の契機になってほしい、そんなふうな説明がございました。したがって、その15メートル、20メートルというのがすぐ発生するとか、ここ何年間で発生するということは、科学的にといいいますか、過去の経験に基づいていいいますと、非常に確率としては低いんだろうと思います。まず備えなくちゃならないのは、これまで想定していたよ

うな、過去に発生したようなレベルの地震・津波対策、これをしっかりとまずはやっていくということが必要だと思います。例えば宮崎県でいいいますと、震度6程度の揺れ、津波でいったら最大で5メートルぐらいというのは、過去の歴史から見ても十分起こり得るという想定で、それについてはまずしっかりと備えていかなくちゃならないというふうに考えております。それはハード面も含めてということですね。

一方で、今回想定されています南海トラフのような、ひょっとしたらこんなことが起こり得るかもしれないということにつきましては、確率からいうと非常に低いんでしょうけれども、おっしゃるように、ゼロというわけにはいきません。いつ発生するかわからないということも一方では事実なわけで、それに関しては、ハードで全部防ぐというのはなかなか難しいでしょうから、いかに避難をするか、いかに命を守るかという観点で、ソフト対策のほうを中心にはなるかもしれませんけれども、そういった観点で避難対策というものを十分に議論していく必要があるかというふうに考えております。

したがって、地震・津波対策に関しましては、そういう二段構えで今後議論を整理して進めていきたいというふうなことでございます。

**○星原委員** いつ起きるか、そんなに直近ではないという話も今、多少出たわけですが、去年の東日本大震災も、南海・東南海のほうが話題になってきていて、まさか、あそこで3・11のあのような大規模なのが起きるといことはそう騒がれていなかったわけです。それが現実として起きたわけです。ということは、いつ、どこで、どういう形のものが起きてくるかわからぬわけですね。だから、そういう想定の中で、今の国の財政あるいは県の財政が厳しい中で、今、



ソフト面と言われたんですが、確かにそういうソフト面でどこまで力を入れて——今でも3,000名以上の方が行方不明の中、我々も今年の6月に岩手、宮城に行って、地震より津波のほうが怖いなど。地震は今の建物とか道路の状況にどれだけの——確かに死亡も出るか知らんけれども、あれだけの大きな形の被害、あるいは人的被害も出たのは津波がかなり大きい。ましてや、あれは昼間だったからあれで済んだけれども、12時間後の夜中の時間だったとしたら、まだいろんな形で被害も大きかったらというふうに思うんです。そういうことを想定して今やられるわけで、だから、県民の意識の部分とか、あるいはできることを何からやっていくのか、現時点としてどういうようなことができるのか、そういったことを詰めながらしっかりした形で積み上げていかないと。何でも忘れたところにやってくるわけであって、忘れないためにどうするかということをしっかりやるべきじゃないかというふうに思ったものですから。その辺のところは十分検討され、いろんな計画の中に組み込まれているだろうというふうに思うんですが、その辺をもうちょっとしっかり、いつ起きるかわからないという状況の想定の中で、県民に対してもその辺のところを情報提供していったほうがいいというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

**○黒木委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。

**○渡辺副委員長** 宮崎県業務継続計画についてなんですが、本庁版BCPに目を通させていただいたんですが、去年からBCP、BCPという話はよく特別委員会なんかでも聞いていて、ただ、正直、イメージするのは、読むのに疲れるような文章が出てくるものなのかなと思って

いたら、いろんな仮想での少し物語のようなものが加わっていたり、非常に読みやすい内容で、いい意味での予想外というか、印象を受けました。こういう計画であれば、職員の方々は時々目にして——集中して勉強するという話ではなくても、たびたび目をしていることで自然と吸い込んでいくというようなことになるんだろうなという、そういう印象を持ちました。

それで、たくさん聞きたいことはあるんですが、別資料のほうの14ページ、15ページの中の部分で、先ほど、有岡委員のところ、職員の加入率がどのくらいかという話がありましたけれども、その下の段のところに安否確認メールシステムを早期に導入するというふうにあります。私もかつて民間の会社にいたときに、導入されて、一定の震度以上の地震があるとメールが来て、それに返信して、家族は無事、自分も無事とか、家族がけがとか送って管理するというのがあったと思うんですが、早期の導入をと書いてありますけれども、実際、今の時点での見通しは県庁としてはどうなんでしょうか。

**○柳田総務課長** この件につきましては、総務課のほうで担当させていただいておりますが、昨年度末から総務部内で練習みたいな形でやってみたというところでございます。早期に訓練を実施したいとは思っているんですが、今現在はスムーズに行くのかどうかの練習を行っている。そしてもう一つは、メールのデータを個人個人からいただかないといけませんので、そちらをもらっているというような状況でございます。

**○渡辺副委員長** 続けて、例えば右のページにも、個々の職員の皆さんが何分で登庁できるか予定を立てておくとか、いろんなことが書いてありますので、この中にはこういうことができ

るようにしておきましょうということがたくさん盛り込まれているわけですが、計画の中でうたっている水準というか、こういうふうになっておかなければならないということがたくさんあるわけですが、この中で問題提起している水準を、いわば、すぐにあしたにでもやりなさいと言ってもなかなか面があると思うんですけれども。現実的には、県としては、この計画の中で問題提起している基準をいつぐらいまでに満たして、この計画で言っている体制をいつぐらいまでにとれるようにしたいという考えでいらっしゃるのか、お伺いします。

**○大坪危機管理局次長** 冊子の3ページをごらんいただけますでしょうか。下のほうに「具体的な実施要領の作成」ということをうたっておりまして、このBCPの本文でいろいろと記したことについて、項目別に具体的に何年度までにはどういうことをするとか、そういう年次計画ですとか、もう一つは、いざ大災害が発生したときに30分以内に何するとか、1時間以内には何するとか、項目別に具体的な指標を作成することにいたしています。まさに今、その作業をやっている最中をごさいますして、それをセットにして、できましたら来月あたりから正式に運用をスタートしたいというふうに考えているところでございます。

**○渡辺副委員長** 本会議の一般質問の中でも坂口議員の質問であったと思うんですが、先ほど星原委員の中にもありましたが、発生がもし夜中であるとか、休日であるとか、県庁に大方の職員の方が不在の時点で3・11並みのものが起きたと。もし、あの規模のものが起きれば――起きてみないとわからないところはありますけれども――県庁の周辺も津波での被害が出る可能性がある。その中に職員の方々が集まってく

る。被害の状況で一部の方が来られないという状況であれば、事業の推進はできないというほどの状況ではないかもしれませんが、かなりの方が津波で物すごく影響が出ているところに出てくることができないというような事態はどのぐらい想定していらっしゃるって、その場合にはどういった対応の推進の仕方を考えていらっしゃるのかという面はいかがでしょうか。

**○大坪危機管理局次長** 今度は28ページをごらんいただけますでしょうか。「本庁舎が使用できない場合の対応」ということについて、考え方を整理しております。そこに判断基準ということで入れていきますように、①、②、③のような場合には、本庁舎で業務をすることができないという判断がなされれば、下のほうにごさいますように、代替施設をあらかじめ調査をいたしておきまして、①から⑤の順番で使えるか使えないかということ判断していく。そういうことで、その候補地の中で最もよいところで代替の業務をやっていく、そんなふうな整理の仕方をいたしております。

**○渡辺副委員長** よくわかりました。

この県の本庁版BCPなんですが、これから地域版をつくったりさまざまな活用の仕方はすると中にありましたけれども。県でつくって、県はこういう計画を持っていますとつくるだけではなく、ほかの市町村にしても民間の会社にしても、場合によっては自治会とか地域団体とかも、もったときわめて言えば家庭版のBCPをみんなが持つべきものなんでしょうけれども。そういう意味では、県がこういうものをつくって、計画を持っていますというところにとどまらずに、ある意味、広く広報できるような素材としてこれを活用して、一つのモデルとして、宮崎のいろんな方々がこういうのを工夫しながら

らつくっていくのに生かせるような素材というものにもなるんじゃないかという気が——きょう読ませていただいて——しましたので、そういう意味での対応というのもあってもいいのかなという印象を受けましたので、これは意見であります。

**○大坪危機管理局次長** 補足させていただきますと、既に市町村でも宮崎市と延岡市から話がありまして、参考にさせて頂きたいということでしたので、差し上げて御説明をした次第でございますので、十分に全県的に普及するように活用してまいりたいと考えております。

**○渡辺副委員長** できればもう一步踏み込んで——興味のある方は県のホームページを見て中身を把握することはできると思うんですが。もちろん県の事業を維持し継続するための計画ではあるんですけれども、中身を読めば、個人がこういうときにどう対応していけばいいのか、家族でどう対応していけばいいのか、地域で対応していけばいいのかというのにも通ずる要素がたくさんあると思うので、一般の方にも何らか目に触れられるような形まで工夫があったらいいなというふうに思います。

**○黒木委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。ないようでしたら、その他に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

---

午後3時1分再開

**○黒木委員長** 委員会を再開いたします。

その他で何かありませんでしょうか。

**○宮原委員** 先ほども法令遵守、コンプライアンスの徹底ということであったんですけれども、各委員会によく議案として、損害賠償の議案が

出てきますね。そのときに、それぞれ金額とか載ってくるんですけれども、他県の状況を見たときに、所属、氏名の公表がなされていたり、氏名だけが公表されていたり、委員会の資料にそういった所属やらが添付されてくるとかという状況の県もそこそこあるんですね。また、教育委員会の不祥事の問題が出ましたね。ああいったときに、氏名の公表とかされているところもあるというふうに思っているんです。本県としてはそういう公表はされていないようだけれども、公表されない理由という部分、なぜ公表されないのか、そのあたりを聞かせてもらえないかなと思っております。

**○福田財政課長** まず、議案について御説明いたします。議案になぜ職員の名前を書かないのかというところからですけれども、あくまでも損害賠償の当事者といいますのは、県の職員と相手方ではなくて県と相手方ということになりますので、そういう意味で、議案につきましては、損害賠償の当事者を特定するために必要な情報ということで、県と相手方について記載しているところではありますが、県職員については氏名は記載していないというのが現状であります。

**○武田人事課長** もう一点の懲戒処分の関係でございますけれども、まず、懲戒処分につきましては、公務員として秩序維持のために非行行為があった職員を戒め、また公務に邁進させることが本来の目的ということで、いわゆる社会的制裁を加えるということを目的としておりませんので、そういう意味で個人を特定されるような事項については公表を行っておりません。ただ、平成12年に「懲戒処分の公表基準」というのを設けまして、現在、本人の重大な法令違反または非行の場合で、社会的に及ぼす影響が

著しい事案につきまして、免職という場合には、原則として所属、職、氏名を公表しております。以上でございます。

**○宮原委員** 2つ一遍に質問してしまいましたのであれですけれども、損害賠償については相手が県だということは理解できるんです。そういうことを起こしてしまった人は反省はするんだというふうに思いますけれども、氏名までをということでもなくとも、議案書の中で所属、氏名を公表されているところが7県ほどありますね。氏名のみというところもありますし、所属が12県ということであるようです。また、専決報告書の中でもそういったような状況があるようですから、多少緊張感を持たせるという意味では——こういった事故をする人、事故というか、いろんなこういうことをやられる方というのは、違反もそうなんですけれども、繰り返される方が結構多いように感じるんですけれども。そのあたりについては多少の緊張感を持たせる意味では、氏名の公表まではなかなかということであれば所属というところあたりまで出ると——所属されているところには、その前に連絡が入るのかもしれませんが——そういう部分があっというんじゃないかというふうに思っているところです。

それともう一つ、今度は免職になった方については、逆に言うと県と切れるわけですから、名前が出てもしようがないということなのかなとも思いますけれども、免職になるぎりぎり例えば悪質性の高いようなもの——何がとは私は基準は言えませんけれども、そういった部分は公表されたほうが……。難しいですけれどもね。公表するとなかなか難しいのかなという気もしますけれども、今のところは公表されていない。12年でしたか、一つの基準を見直したと

いうことですがけれども、その後、いろんな行革をやられていますけれども、その部分についての意見交換なり調整なり、研究・検討というのはなされたことはないのでしょうか。

**○武田人事課長** 先ほど御説明が足りなかったんですけれども、12年5月に懲戒処分の公表基準というのを設けてまして、そのときには被処分者の所属名、職位、年齢等を公表しておりましたけれども、平成16年に初めて、免職処分についてはそういう条件で氏名を公表するようになったということで、その状況の中で免職処分については一部氏名公表まで検討していったということになります。ただ、全国の状況とか、そのあたりも今、調査をしているところなんですけれども、すべての氏名を公表というような基準を設けているところが鳥取県と和歌山県でございます。ただ、この県につきましては、一応そういう形で公表をするという基準は設けておるんですけれども、もし公務内で公表してしまいますと、誹謗中傷なり差別等起こって、なかなか業務に邁進できないという状況もありまして、マスコミ等が名前を知ったとしても、例えば新聞等に載せないとか、そういう形で、基本的な実態としては、全国的に免職が氏名公表はされておりますけれども、停職以下の処分については出されていないというのが実態のようでございます。

**○宮原委員** なぜ、こういうことを言うかという、教育委員会でいっぱいこういうのが出てきているものですから、県民から「何をやっているんだ」というような部分が出てくるものですから、こういうふうにとんどん出てくるということになると……。多分、ここにいる委員だってちょっとしたことで何か起こると、多分次の選挙は通らないというふうに思うんです。やっ

ぱり緊張感を持って4年間の任期を全うするしかないという状況で仕事をやっていますので、公務員の方も一回入ったら定年まではきっちりと身分は保障されるわけですから、ちょっとしたことがということではなくて、その緊張感を持つということが大事なというふうに思います。たまたま教育委員会でああいう状況がどんどん続いたということもありますので、そのあたりについては、名前が公表されないからということではなくて、その緊張感を持たせるということで、全職員に対してきちっとした方向を出されたほうがいいのかというふうに思いました。公表しろということではないんですけども、その緊張感を持つということをやられたほうがいいのかという思いがありましたので、質問をさせていただきました。

○**四本総務部長** 特に、今回の6月議会に提出いたしました議案の中で、たしか、全部交通事故絡みだったと思いますが、基本的に職員の交通事故が多いということをごさいますて、これにつきましては、人事担当部長としてまことに遺憾と申し上げますか、おわびを申し上げなさいけませんし、事故防止ということをもたさらに徹底させていただきなさいけないというふうに思っております。

まず、損害賠償の議案といいますのは、今回は交通事故関係でございましたけれども、いろんな損害賠償ということがございますので、そういうことも含めて、その名前を公表することでどういった影響があるのか。例えば、いろんな事案について、どういうものは公表するとかしないとかという、そのルールといいたいまいしょうか、あるいは教育委員会とか他任命権者との協議もやりながら、今後、議会のほうとも十分協議をさせていただきながら検討させていただき

たいというふうに思っております。

○**宮原委員** ありがとうございます。所属のみとか、所属、氏名を出されている県がたくさんありますので、それで悪影響が出るようだったらまた話になりませんので、そのあたりがどういような状況になっているかというの、初めてやるわけではなく、別のところがやっている、検討なり調査をやられたら非常に今後のためにはなるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**黒木委員長** この件について何かほかに。

○**鳥飼委員** 関連してというか、切手の不正処理で免職になった人がありましたね。あれは新聞に出たりするんです。だから、僕が思うに、本人はけしからんことをやっているから当然の処分だと思うんですけども、その家庭に小学生ぐらいの子供がいた場合を思ったりするんです。ですから、ああいう基準を設けたときにそんな議論はどんなふうにしたのかと思ったりするんです。当時の方はおられんかもしれせんけれども、その辺のことについて何か一定の整理したものがありますか。確かにけしからんことだから、それで処分を受けるというのは当然ではあるんですけども、そのことで小学生、中学生——高校生ぐらいまでになればそれなりの自立はできる。いじめの対象になったりとかいうことを考えたりしたときに、確かにそういうのは必要なんですけれども、どうかなといつも新聞を見るたびに、説明があるたびに思うものですから、そういうことについて一定の議論などをされたことがあるのか、考え方が整理してあるのかなと思ひまして、お尋ねしました。

○**武田人事課長** 公表に当たりましては、先ほど申し上げましたように、一つは、社会的に大

きな影響を及ぼすような悪質な事件とか、そういうのに限って免職事案でも公表しておるところなんですけれども、委員が言われますように、相手方がいて、それで公表するとどうしても影響が出る場合とか、そういうことについては配慮が必要な部分もあります。そのあたりは当然、非違行為をした相手方との話とか、そういうのも聞きながら判断はしているところでございますけれども、どうしても事件の内容からすると刑事事件になったり、マスコミ等で公表される事案が多いですので、そういうところは、免職事案になった場合には、同じように氏名を公表せざるを得ない状況があらうかなというふうに考えております。そういう経緯で今の基準が定まっているというふうに考えております。

○黒木委員長 暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

---

午後3時15分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

○星原委員 財政課長にお伺いしたいんですが、今回の一般質問の中でうちの坂口議員のほうから出ました地域自主戦略交付金の件なんです、宮崎県が24年度で83億3,300万、鹿児島県が154億4,100万円と数字が出てきていたわけですが、継続事業の事業量に対して算定されるという内閣府の発表になっているんですね。そうすると宮崎県は継続事業が少なかったから数字的にこういう算定をされた。我々から見ると、宮崎県の今の経済・雇用の状況、特に公共事業費なんかは毎年削減になって、業者も倒産、廃業、いろんな問題も起きているわけで、できればこういう数字を少しでもふやして——県内の景気、あるいは業者の育成、地域の産業の活性化といろんな効果が出るわけですね。それについて、

数字がこれだけ低いというのはちょっと解せない部分があるんですが、今の時点としてはこの辺はどういうふうに判断したらいいんですか。

○福田財政課長 一括交付金につきましては、今、御指摘がありましたとおり、全体のおおむね8割が各都道府県の要望する継続事業の見込み額を基礎としております。残りの部分が道路延長や財政力などの客観的な統計指標に基づいて配分されるという仕組みになっています。私もまさに同じような思いを持っておりまして、継続事業分で配分するのではなくて、むしろ客観的な手法によって配分すべきだという考えを持っておりますので、先日も、知事会のワーキンググループみたいなものがありまして、そこに行ってそういう主張をしまりました。客観的な指標の配分割合がより高まっていくように、内閣府に対しても今、要望をしておるところであります。

○星原委員 財政力の弱いところは強いところと比べたら——継続事業というのは県負担の部分もあるわけですから、そうなってくると、弱いところはそれだけのものの仕事量がなければ、今度は一括交付金も少ないとなると、余計格差がついてきますね。その辺のところ、今、要望していくということなんです、去年は68億ちょっとだったわけで、去年よりかことはふえてはいるんですが、去年なんか鹿児島の半分以下になっているわけです。そうすると余計、いろんな意味で社会資本の整備もおくれていく、あるいは県民所得の格差も出てくるだろう。あるいは雇用の面でも、倒産したり仕事が無くなれば雇用不足の部分も生じてくるだろうという、そういう面が極端に出てくるということは去年の段階でわかっているわけですね。今、課長は要望していくということだったんですが、去年

の段階でもそういう形でやってこられて、そしてことしも同じようなやり方をされたのかどうか、その辺はどうなんですか。

**○福田財政課長** 去年の段階から同じような問題意識を持っておりました。知事のほうからも、記者会見の折などに、客観的指標にそれまでなかった未改良の道路延長を加えてほしいという要望をしまして、それが今年度の配分から改正に織り込まれまして、今年度からは客観的指標に、道路延長に加えまして未改良道路延長が加わっているという改善がなされております。

そのかいもありまして、全国の総額に占める宮崎県の割合というのは若干ふえております。ただ、8割が継続事業で配分されておりますので、その部分についてさらに改善していただくように今、要望をしているという状況であります。

**○星原委員** 今回の一般質問でそれぞれ出た中に、広域行政機構の問題で、国土交通省なんかの3つのいろんな移譲の問題等が出ていますね。そういうことを考えたときに、このままこういう形が進んで差がつく中になってきたら、そういう状況が今後生まれてきたときには、我々宮崎県は相当不利になっていくんじゃないかなという感じがするんです。そうすると、若い人たちが地域に残るための仕事というの、雇用の部分からいっても、そういうものがない限りは宮崎の将来はないというふうに思ったときには、やっぱり元気を出していくためには景気がよくなっていかなくちゃいけない。金が市場、地域を回らなくちゃいけないという原理からいけば、1億円でも2億円でもより多く獲得しなくちゃいけない。

九州管内でも、交通インフラなんかを考えたときには、一方では新幹線が通ったり高速道路も通っている中で、宮崎県は単線で、高速道路

もまだつながらない。そういう厳しい状況の中でこのまま進むとしたら、非常に格差が広がって、若い人たちが宮崎県に将来性を持ってないんじゃないかなという気がするんです。金の部分だけじゃなくて、精神的なものやらいろんな地域の問題も格差が出てくればそういう影響も出るだろうというふうに思うわけです。

今、要望はしているということなんですが、実態はこうだということをこの2年間で出た数字を見ても——熊本なんかは政令市になって、熊本市の金も40億以上になっていたんじゃないかなと思うんです。数字的な面で見ると熊本、鹿児島、宮崎と比較したときには、いろんな意味で格差があり過ぎると私は思うんです。知事も中央の総務省出身で来ているわけですし、そういう面から言えば、我々が知事に期待したのは——そういう予算獲得とか中央とのパイプの部分で厳しいところもあって知事を選択したと思うんです。我々議会もそういう面が多かったのかなという思いがするものですから。それがこの2年の一括交付金の状況だけ見てもこういう格差をつけられているということに非常に憤りを感じるんです。もう少しその辺のところを、総務部長、知事あたりとも協議をして、しっかりその辺の対応をしていかないと、宮崎県は本当におくれておくれて、将来に期待を持ってないという思いがありますので、その辺について何か考えがあれば、ぜひ、意見を聞かせていただくとありがたいんですが。

**○四本総務部長** 大変厳しいといいますが、ある意味ごもっともな御意見であると思っております。今までもいろんな格差があって、その解消を目指していろんなことをやってきたわけですが、ここに来てまだこういうものがあるということは私も非常に遺憾に思ってお

りますし、知事に対してそういう面の御期待があったということも、これまた本当であろうと思いますので、委員会といいますか、議会としてのその辺の御意見を知事にも当然またお伝えしながら、今後どうしていくかということを検討させていただきたいと思います。

○**星原委員** 検討はいいんですが、今の宮崎県の置かれている状況というのは非常に厳しいわけでありますから。特に、こういう事業の場合、継続事業ということになると、皆さん方のところもそうですが、8割という話ですから、県土整備部の事業自体をどれだけ上げるか、上げ方の問題も一方じゃあるのかなという気もするんです。去年の時点で差がこれだけあるということであれば、ほかの県と比較して、何が宮崎県はこういうふうな数字になっていってこういう形になっているのか、原因をはっきりつかんで、次の年にそれを生かしていくやり方をとらない限りは——要望だけじゃなくして、九州なら九州管内の実態を調べて、何がそういうことになったのかということをちゃんと調べた上で要望に行き、「これですよ。何でこうなるんですか」という、そういう求め方をしないと。予算を下さいだけで果たして予算が回ってくるかどうかというのは私はわからない。宮崎県の姿をちゃんと映し出して、他県との比較の中でこうだということをちゃんと説明しないと、本当の意味での理解が求められるかどうかわからないと思うんです。どこの県も、前年度より少しでも多くもらおうとして、いろんな形で計画なり、あるいは予算を上げたり、いろいろするだろうと思うんです。そういう点もしっかりしていかないと、今のままではより厳しくなってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、その辺のところは検討いただければというふうに思います。

どうかお願いしておきます。

○**黒木委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木委員長** それでは、質疑を終わります。

続きまして、請願の審査に移ります。

請願第20号について、執行部からの説明はございませんか。

○**大坪危機管理局次長** 特にございませぬ。

○**黒木委員長** それでは、委員から質疑はありませんか。

○**鳥飼委員** 局長か次長でもいいですけども、確認をしておきたいと思います。中に国家的緊急事態を云々というのがあるんですけども、「緊急事態」ということの定義というものはどこかにありますか。国で議論をされているとか。あったらお聞かせいただきたいと思います。

○**橋本危機管理統括監** この請願が意味するところというのは、正確には必ずしもわかりませんが、かつて緊急事態基本法について、当時の自民党、民主党、公明党等でそれを制定していこうという動きがあったときに、その中で触れられている言葉といたしましては、外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な自然災害等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態を対象に議論しておこうという議論がされたという経緯は承知しております。

○**鳥飼委員** 確かな定義というか、そういうのはないのかなと。わかりました。

それから、災害対策基本法についても触れられているんですが、災害対策基本法は、市町村が一義的な役割をとることになっているかと思えますけれども、国・県・市の役割についてどうなっているのかお尋ねします。

○**橋本危機管理統括監** 災害対策基本法でのそ



それぞれの県、市町村等の役割についてでございますけれども、先般、本会議でも御質問いただきましたが、まず、市町村は、それぞれの地域における防災計画を策定し、実際に実施するというところ。市町村を原則といたしております。その上で都道府県の責務といたしましては、県の計画をつくる、それから市町村の協力を得てということになりますけれども、実施すると。それと、市町村のバックアップをするというもの、あるいは広域的な連携、あるいは自衛隊、警察等の関係機関との連携、この連携の部分を県が担うというふうになっておるところでございます。その上で国については全体を統括するということになっているところでございます。

○鳥飼委員 この中でもありますように、原発事故への対応のおくれとかいうのがあるんですけども、原子力利用の大綱を定めています原子力基本法というのを抜本的に見直すことが大事じゃないかなと思うんですけども、この状況についてお尋ねします。

○橋本危機管理統括監 国において、原子力基本法の問題もありますし、あとは規制と推進を切り分けるということで、原子力規制庁をどのように設置していくかということも今回法案として提出され、それが与野党協議でどのようにやっていくかということが見直されているところでございます。その中で、この請願との関係では、国家として今までできないことをどうしていくかというところまでの議論が、今時点で積極的になされているものではないというふうに理解しております。

○鳥飼委員 わかりました。ありがとうございました。

○黒木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 30 分休憩

---

午後 3 時 33 分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後 3 時 33 分散会

平成24年6月21日（木曜日）

---

午後1時28分再開

---

出席委員（8人）

委員	長	黒木	正一
副委員	長	渡辺	創
委員		外山	三博
委員		星原	透
委員		宮原	義久
委員		岩下	斌彦
委員		鳥飼	謙二
委員		有岡	浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

総務課	主幹	馬場	輝夫
議事課	主査	佐藤	亮子

---

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第2号、報告第1号及び報告第2号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外2件については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第16号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○鳥飼委員 私としては採決していただきたい。

○黒木委員長 請願第16号については採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、請願第16号の賛否をお諮りいたします。

請願第16号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手少数。よって、請願第16号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第19号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

---

午後1時40分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

請願第19号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○鳥飼委員 この請願は、紹介議員を見ても全会派でしているから、早目に結論を出していったほうがいいんじゃないかなと。

○黒木委員長 採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、請願第19号の賛否をお諮りいたします。

請願第19号について採択すべきものとするこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員。よって、請願第19号は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第20号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○鳥飼委員 確かに、請願者の願意の中にもなるほどというところもあるんですけども、ただ、私が執行部にただしたように、災害対策基本法の改正とかいろんなことで対応できる部分もあるんじゃないかと。軍事面については全く私どもがどうこう言うことはできないし、基本的にはもう行き着くところになったら、石原知事みたいに言えば、結局、戦争をするのかというようなことにもなりかねない内容にもなってくるので、もう少し慎重に審議してもらったほうがいいかなというふうに思います。

○星原委員 我々は、会派の2人が紹介議員になっていますので、ぜひ採択へと思っているところなんです、今、鳥飼委員のほうから出ましたように、これからの課題ということで、どうしても無理なら継続にはしていただきたいということをお願いしたいんですが。

○黒木委員長 それでは、継続をとという意見がありました、請願第20号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員です。よって、請願第20号は継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま、請願第19号が全会一致で採択となりましたが、請願第19号は意見書の提出を求める請願であります。意見書案につきまして、何か御意見はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩

---

午後1時44分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

意見書案の内容につきましては、意見書案のとおり、当委員会の発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

---

午後1時59分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいま御意見をいただきました、地域自主戦略交付金の確保、それから記紀編さん1300年記念事業等を中心として、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

---

午後2時10分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

7月20日の閉会中の委員会につきましては、  
委員会を開催することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。

県外調査につきましては、8月28日から30日  
にかけて、ただいま聞いた内容について実施す  
ることとし、詳細については正副委員長に御一  
任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いた  
します。

なお、具体的な行程につきましては、後日連  
絡しますので、よろしく願いいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、何もないようですの  
で、以上で委員会を終了いたします。

午後2時10分閉会